

# BTMU

## 中国月報

第32号 (2008年9月)



### CONTENTS

#### ■ 特集

- ◆ 「労働契約法」施行後の労働争議の事例と注意点

#### ■ 連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」  
第12回：「保税區活用編 ⑥」  
／保税區と一般地域の仕入販売・サービス企業の比較

#### ■ 経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し

#### ■ 産業

- ◆ 拡大が期待される中国の環境・省エネビジネス

#### ■ 人民元レポート

- ◆ オリンピック後の中国市場

#### ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人事：変革期の中国における人事現場の課題と現状－福利厚生制度と手当④－

#### ■ MUFG中国ビジネス・ネットワーク



## 目次

### ■特集

- ◆ 「労働契約法」施行後の労働争議の事例と注意点  
三菱UFJリサーチ&コンサルティング海外アドバイザー事業部 ……1

### ■連載

- ◆ 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」  
第12回：「保税區活用編 ⑥  
／保税區と一般地域の仕入販売・サービス企業の比較」  
三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室 ……6

### ■経済

- ◆ 中国経済の現状と見通し  
三菱東京UFJ銀行 経済調査室 ……9

### ■産業

- ◆ 拡大が期待される中国の環境・省エネビジネス  
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……13

### ■人民元レポート

- ◆ オリンピック後の中国市場  
三菱東京UFJ銀行（中国）市場業務部 ……21

### ■スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：中国の会計・税務  
プライスウォーターハウスクーパース中国 ……24
- ◆ 人 事：変革期の中国における人事現場の課題と現状－福利厚生制度と手当④－  
P a s o n a G r o u p ……27

### ■MUFJ中国ビジネス・ネットワーク ……31

## エグゼクティブ・サマリー

**特集** 『労働契約法』施行後の労働争議の事例と注意点』は、今年に入って激増している労働争議に対して、日系企業として注意すべき点について解説しています。労働争議の増加の原因には、今年から施行された「労働契約法」が労働者の権利・利益と雇用主の義務・責任を明確に規定したこと、「労働争議調停仲裁法」により労働者が訴え易くなった点があると指摘した上で、争議の事例として、①会社が従業員との協議を経ずに賃金規定を改定したことに対し従業員が改定の取り消しと賠償金支払いを要求したケース、②従業員が退職時に過去の未払い分の時間外賃金を要求したケース、③会社が就業規則違反として賃金から罰金を控除したことに対し従業員が罰金の返金と賠償金を要求したケースを紹介し、これらの問題について具体的対策を示しています。

**連載** 「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」第12回 保税区分活用編⑥は本土での仕入販売・サービス業務の強化に向けたスキーム構築の参考として、保税区分と一般地域の企業の設立形態やオペレーションについて主なポイントを比較しています。設立形態については最低登録資本金額、設立手続・所要時間等、オペレーションについては保税取引、人民元取引の可否等を比較点として挙げ、更に保税区分企業と香港拠点とのコンフリクトにも触れた上で、本土での仕入販売・サービス業務を想定した場合、保税区分企業は一般地域企業と比べ、業務スコープが広い点がメリットである反面、コスト面ではややデメリットがあると指摘しています。

**経済** 「中国経済の現状と見通し」は、第2四半期の経済レビューと2008年通年並びに2009年の経済見通しです。第2四半期の実質GDP成長率は前年比10.1%と2桁台を維持しつつも外需悪化を主因に四半期連続で減速し、一方で消費者物価は食料品価格の落ち着きにより5～7月にかけて低下を続ける中、政府はマクロ政策目標として「安定的で比較的速い経済発展の維持とインフレ抑制」を掲げ、従来のインフレ抑制優先から転換しています。こうした政策変更を踏まえて先行きを展望すると、2008年通年の実質GDP成長率は輸出・投資の減速により10.1%まで低下、2009年は米国を中心に世界経済の穏やかな持ち直しに伴い、輸出を中心に徐々に成長ペースが速まり9.8%と小幅低下との見通しを示しています。また、消費者物価上昇率は、食料品価格高騰が収まることを主因に、2008年通年で6.4%、2009年には3.3%と安定が目立ってくると予想しています。

**産業** 「拡大が期待される中国の環境・省エネビジネス」は、中国の環境汚染・エネルギー不足の現状と政策について整理するとともに、民間企業のビジネスチャンスについて考察しています。中国は急速な経済成長の代償として、環境汚染とエネルギー不足という大きな課題に直面し、中央政府も従来の成長優先型から環境保護・省エネ重視の政策に転じていることから、環境汚染やエネルギー不足への対応等を目的とした事業分野で民間企業のビジネスチャンス拡大が見込まれますが、一方で日系企業の間では採算確保が難しい、技術流出が心配といった声も聞かれており、今後、各社が中国の市場拡大の恩恵を享受していくには、自社製品・サービスの市場動向や競合状況、販売ルート等の情報を収集し、的確な戦略を策定するとともに、コスト軽減やユーザー向け提案力強化に向け、日系・地場企業との連携を模索するなどの工夫が肝要としています。

**人民元レポート** 「オリンピック後の中国市場」は、経済格差や民族問題を抱える今後の中国の発展の持続性について考察しています。北京オリンピックを通じて愛国心と自信を高めた国民意識が、オリンピック優先で抑制されてきた様々な歪みに対する反発意識へ変化することを回避する為には、従来以上に政府の「和諧」策が求められるとし、目下の政策の最重要課題の一つである「安定且つ比較的速い経済成長の維持」に向かっては、中国人民銀行の2008年下期の貨幣政策報告でも指摘する通り、経済発展の方向性を見直し構造調整と内需拡大が必要であるとしています。

### スペシャリストの目

**税務会計** 「中国の会計・税務」は、会計、税務について日系企業から受ける質問のうち実用的なテーマを取り上げQ&A形式で解説しています。今回は、①固定資産の減損に関する文書化にあたっての留意点（固定資産の回収可能額とワーキングキャピタル、割引率の設定について）、②上海市多国籍企業地域本部の設立奨励に関する規定（旧規定との相違点）、についてです。

**人事** 「変革期の中国における人事現場の課題と現状 - 福利厚生制度と手当て④-」は、人件費管理やリテンション施策の一環としての「退職金制度」「各種福利厚生制度」と、人材獲得や事業発展、現地化促進の鍵ともなる「研修制度」について纏めています。昨今の中国の人材市場は、中国経済の成長方式の転換に伴い、高度な技術、専門知識、経験を備えた人材の価値が高まり、その獲得競争が激化し、加えて賃金上昇も続く中、今後の中国事業経営では「人」にかかわるコストを、待遇、福利、教育といった周辺システム全体で捉え、人材市場のバランスや自社事業の方向性に照らして、これらの要素を活用していくことが求められているとアドバイスしています。



## 「労働契約法」施行後の労働争議の事例と注意点

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)  
国際事業本部海外アドバイザー事業部  
顧問 池上隆介

今年に入って、中国では労働争議が激増している。報道によれば、多くの地方で昨年同期比 2 倍から 3 倍増えているという。昨年の全国の労働争議件数は、各級の労働争議仲裁委員会が処理した案件が 50 万件というから、今年はこれだけで 100 万件以上に達する計算である（注 1）。調停、訴訟で処理した件数を合わせれば、おそらくその数倍に上ると見られる。

労働争議が増えている原因は、何と言っても「労働契約法」と「労働争議調停仲裁法」が今年から施行されたことだろう。「労働契約法」に労働者の権利・利益と雇用主の義務・責任が明確に規定され、また「労働争議調停仲裁法」によって労働者が訴えやすくなった。特に、「労働争議調停仲裁法」で、賃金や経済補償金の支払いをめぐる争議について、労働者の負担を軽減するために調停・仲裁とも簡便、迅速に行うことが規定されたこと（注 2）や、仲裁の受理费がそれまでの 300 元から無料とされたこと（注 3）が、争議を増加させているようである。

労働争議の内容は、各種の報道によれば、①労働契約の終了に伴う経済補償金の支払い、②無固定期間労働契約の締結、③労働契約の未締結による賃金の倍額支払い、④雇用主の違法な労働契約解除に伴う経済補償金の倍額支払い、をめぐるものが多いという。どれも個別の従業員と会社との争議である。

これらは日系企業でも起こりうる（一部の企業では現実に起きている）ことだが、ここでは大がかりな規模で起きた争議を取りあげ、その原因と日系企業として注意すべき点を述べてみたい。

### 1. 会社が従業員との協議を経ずに賃金規程を改定し、従業員が取り消しと賠償金支払いを要求するケース

これは、複数の日系企業で実際に起きた争議でもある。「労働契約法」では、賃金を含む「労働者の切実な利益に直接関わる規則、制度または重大事項」を制定、改定または決定するときは、会社はまず従業員全員と討議を行い、次に案と意見を提示し、最終的に工会または従業員代表と平等な協議を行って確定しなければならない、と定められている（注 4）。また、「労働者の切実な利益に直接関わる規則、制度または重大事項」が法の規定に反し、労働者に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない、という規定もある（注 5）。従業員側はこれらを根拠に取り消しと賠償金支払いを求めるものである。

企業によっては、事前に従業員に説明し、同意を得たと言いかもしれないが、実際には規程を掲示して意見があれば申し出るよう通知しただけ、あるいは管理職から意見を聞いただけ、ということがある。こういうやり方で従業員が賃金規程の改定を一方的な賃下げと受け取れば、反発するのは当然である。法定の手続きに不備があれば、仲裁や訴訟になるまでもなく、労働行政機関から是正命令を受けることになる（注 6）。

賃金規程を改定するに当たっては、会社として改定の必要性和内容の合理性を従業員に説明し、納得させることが必要である。「労働契約法」の施行が人件費の上昇に拍車を掛けていることは明らかだが、単に賃金テーブルを変えたり手当を減らしたりしただけでは、従業員は納得しないだろう。全体の賃金を抑え、同時に従業員のやる気を引き出すには、基本賃金の配分を変えるしか

ない。そのためには、人事制度全体を見直し、職務と役割の大きさに基づいた等級制度、また基準を明確にした評価制度を設け、これらとリンクさせた新しい賃金制度・体系を作らなければならない。

その一方で、従業員との協議を制度化することが重要である。「労働契約法」では、上記のように、社内規則制定・改定時の従業員との協議が義務付けられたが、今後は従業員側から集団契約についての協議の申し入れが増えることが予想される。集団契約は、従業員全体の権利・利益を確保し、労使関係を安定させるものとして、以前から政府や総工会が普及を図っているもので、「労働契約法」でも盛り込まれている。特に、集団契約の締結は工会が行うが、工会が結成されていない場合には上級工会が従業員を指導して締結させる（注7）、また県級以下の区域内で業種別または区域別の集団契約を締結することができる（注8）、という規定は、これまでになかった規定である。これらは、明らかに集団契約の締結を促進する趣旨で設けられたものだろう。従業員側から集団契約の協議申し入れがあった場合、会社は正当な理由なく拒絶することはできない（注9）。

また、賃金については、目下起草中と言われている国务院の「企業賃金条例」で、賃金分配制度、賃金分配方法、賃金支払方法および賃金基準については、企業と従業員の集団協議によって定めることが規定されると見られている（注10）。多くの地方では、既に政府が「賃金集団協議」の実施を企業に求めており、一部の地方では法制化まで進んでいる（注11）。

更に、従業員の企業経営への参与権を明確にした国务院の「企業民主管理条例」も起草中で、その中では従業員代表大会、企業の従業員への情報公開、従業員董事・監事などについて規定されると報じられている（注12）。既に山西、江蘇、湖北の各省では、地方法規として「企業民主管理条例」が制定されており、また目下、広東省でも同条例草案が公開されている（注13）。これらを見ると、①企業は民主管理制度と従業員代表大会制度（または従業員大会制度）を確立しなければならないこと、②従業員代表大会制度の職権の1つとして、従業員の切実な利益に直接関わる規則・制度または重大事項の草案について討議を行うこと、③企業は従業員の切実な利益に関わる規則・制度などを従業員に公開しなければならないこと、などが規定されている。

以上のように、従業員との協議は避けて通れないようになりつつある。日系企業としては、早期に労使協議制度を確立し、従業員との公式の協議に慣れるべきである。従業員の意見をきちんと聞き、会社として必要な説明をしっかりと行うことを積み重ね、相互理解を得るようにする。工会が設立されている企業は、会社側がリードして工会代表との協議を制度化し、あるいは充実させ、工会が未設立の企業も、いずれ工会が設立されることを想定して、会社側から従業員代表の選出や協議を働きかけ、工会設立後の協議に良い影響を与えるようにするのがよい。

従業員との協議の過程では、反対が出ることもあるだろうが、会社の基本的な方針を否定するものでなければ、むしろ積極的に意見を採り入れた方が良好な労使関係を築く上で効果があると思われる。また、協議の結果、どうしても従業員と意見が折り合わないという場合には、従業員を説得することが必要である。会社の規則・制度の最終的に決定する権利は会社にある（注14）ので、会社としてしっかりした案を作り、誠意を持って堂々と従業員と向き合うことが望ましい。

なお、賃金制度の改革も労使協議制度の実施も、現地法人に派遣された責任者だけでは限界があるため、本社の人事部門が支援する必要があることは言うまでもない。

## 2. 従業員が退職時に過去の未払い分の時間外賃金の支払いを要求するケース

この争議は、特にこれまで時間外労働の規制が緩やかだった地区で起こりやすい。従来、「労働法」では、1ヵ月の時間外労働時間は上限が36時間、時間外賃金は平日が50%増、休日が100%増、法定休日が200%増と定められている（注15）が、実際にはあまり守られておらず、労働行

政機関も厳しい取り締まりを行っていなかった。しかし、「労働契約法」が施行され、多くの労働者から訴えが出されるようになると、労働行政機関としても法の規定どおりに執行せざるを得なくなる。

これまで時間外賃金については、計算の基準額を低くしている、法定の割増率で計算していない、あるいは通常の賃金と時間外賃金を区分していない、という企業が少なくなかった。管理職に対して時間外手当を支払っていない企業もある。こうした状況で、従業員が退職する際に過去の未払い分の支払いを要求するというものである。この場合、要求があった本人だけに支払って済むことではなく、他の従業員や退職者にも波及するため、大きな争議になりやすい。

こうした争議を起こさないためには、法の規定を遵守するしかない。時間外賃金の計算の基準額は、2008年は「月額賃金÷(1ヵ月当たり法定労働日数21.75日×1日当たり法定労働時間8時間)」と定められている(注16)。また、管理職であっても、就業時間を定めた「定時労働制」の労働契約を結んでいる場合には、一般従業員と同じく時間外手当を支払わなければならない。

ただし、企業の業務の性質上、繁忙期と閑散期がある場合には、一定期間内で1日当たり労働時間を8時間とする「総合労働時間計算労働制」を採用することができ、また管理職で就業時間が一定しない場合には、「不定時労働制」を採用することができる(注17)。どちらも労働行政機関の認可を得なければならないとされているが、従業員の同意が前提である。その同意を得るには、会社のメリットだけでなく、従業員のメリットにも配慮しなければならないことは言うまでもない。

なお、広東省では今年6月、省高級人民法院と省労働争議仲裁委員会が労働争議を受理または審理するに当たっての判断基準を示した通知が出され、その中で時間外賃金の支払いをめぐる争議の扱いについて、次のような基準が示されている(注18)。

- ①支払った賃金が時間外賃金を含むか否かについて書面の約がない状況で、企業側に時間外賃金を含むという証拠があるときは、それを認める(注：証拠がない限り時間外賃金を含まないと判断される)。
- ②賞与・手当などについて正常な労働時間の賃金でないと約定したときは、それに従う(注：約定していない場合は、賞与・手当も時間外賃金の計算の基準額に含められる)。
- ③企業が時間外労働を否認するときは、企業が立証責任を負う。
- ④時間外労働の事実判定で、タイムカードは証拠として採用する(注：それ以外の記録は採用されない可能性がある)。
- ⑤従業員が2年より前の時間外賃金を請求するときは、従業員側が立証責任を負うものとし、その金額を証明できない場合は保護しない。

以上は、広東省内での労働争議に適用されるが、他の地方でも大きな違いはないと思われるので、ご留意いただきたい。

### 3. 会社が就業規則に違反したとして賃金から罰金を控除したところ、従業員がこれを違法であるとして返金と賠償金を要求するケース

会社が一方的に従業員に罰金を科した場合、従業員が反発して争議になることは珍しくない。しかし、これに対する見解は、人によって異なっている。

同一の争議案件でも、仲裁と訴訟第一審では罰金が認められ、控訴審では「罰金は企業内部の問題」として受理されなかったケースもあれば(注19)、仲裁、訴訟第一審、控訴審とも罰金が認められず、控訴審の判決で「罰金は違法で無効」とされたケースもある(注20)。また、法曹関係者の間でも、「企業内の規則制度が合法で、民主的手続きを経て公示後に制定されたものであれば、罰金を科してもよい」とする意見と「企業には罰金を科す権利はない」とする意見、また

「罰金でなく、損失の賠償ならよい」という意見に分かれている(注21)。

罰金制度は、元々国有企業や郷鎮企業が始めたもので、日系企業でもこれに倣って導入している企業が少なくない。その法的根拠は、1982年の「企業従業員賞罰条例」で、その中で月の基準賃金の20%を上限として罰金が認められていた(注22)。しかし、この条例は今年1月、「労働法」と「労働契約法」によって代替されたことを理由に廃止されている(注23)。「労働法」と「労働契約法」では、罰金についての直接的な規定はないが、賃金を控除してはならないことや、賃金は期日に全額支払わなければならないことが定められており(注24)、今後、罰金をめぐる争議の仲裁や訴訟での判断は、罰金を否認する傾向が強まるのではないかと思われる。

現在、罰金制度を設けている日系企業は、これに代わる懲戒方法を検討するのがよいだろう。

(注1)「去年の通年の労働争議処理案件は50万件に」(『人民網』2008年5月26日など)。

<http://acftu.people.com.cn/GB/67579/7294386.html>

(注2)「労働争議調停仲裁法」(国家主席令第80号、2007年12月29日公布、2008年5月1日施行)第9条、第16条、第44条、第47条など。仲裁については、「仲裁廷は、労働報酬、労災医療費、経済補償または賠償金の遡及請求案件について、当事者の申請を根拠として、仮執行を裁定し、人民法院に移送することができる。」(第44条)とされ、また、「労働報酬、労災医療費、経済補償または賠償金を遡及請求し、当地の月最低賃金基準の12ヵ月の金額を超えない争議」については、「仲裁裁定を最終の裁定とし、裁定書を発行した日から法的効力を生じる。」(第47条)と規定されている。

(注3)同第53条。なお、訴訟の受理费も、「訴訟費用納付弁法」(国务院令第481号、2006年12月19日公布、2007年4月1日施行)により、それまでの50元から10元に引き下げられている。

(注4)「労働契約法」第4条第2項。

(注5)同第80条。

(注6)同上。

(注7)同第51条第2項。

(注8)同第53条。

(注9)「集団契約規定」(労働社会保障部令第22号、2004年1月20日公布、同年5月1日施行)第32条第2項。地方法規にも、同様の規定がある。

(注10)「賃金条例は草案骨子が完成、賃金の増加は協議による確定が有望」(『新華網』2008年3月9日など)。

[http://news.xinhuanet.com/misc/2008-03/09/content\\_7748492.htm](http://news.xinhuanet.com/misc/2008-03/09/content_7748492.htm)

(注11)既に河北省で「企業従業員賃金集団協議条例」(2007年9月21日公布、2008年1月1日施行)が制定されたほか、浙江省、瀋陽、大連、無錫などで同様の法規が起草中と報道されている。

(注12)「『企業民主管理条例』の初稿が完成」(『人民網』2008年8月29日など)。

<http://acftu.people.com.cn/GB/7746965.html>

(注13)「山西省企業民主管理条例」は2005年7月1日付、「江蘇省企業民主管理条例」は2008年1月1日付、「湖北省企業民主管理条例」は2008年2月1日付でそれぞれ施行されている。「広東省企業民主管理条例」(意見聴取稿)は、2008年8月14日付で広東省人民代表大会常務委員会のホームページで公開されている。

<http://www.rd.gd.cn/wjf/new/2008/newrd111.htm>

(注14) 社内規則・制度の最終決定権については、会社と従業員の両方が「共決権」を持つという意見もあるが、会社に「単決権」があるとする意見が多い。その代表例としては、廈門市労働社会保障局クレームセンターの頼明智主任の「労働契約法実施条例の関係条文制定に関する若干の見方」の「29. 規則・制度の最終決定権の問題について」がある。

<http://bbs.people.com.cn/postDetail.do?boardId=11&view=1&id=85282897>

(注15) 「労働法」第41条および第44条。

(注16) 「労働社会保障部の従業員の人・月平均労働時間および賃金換算問題に関する通知」(労社部発[2008]3号、2008年1月3日発布・実施)第2条。

(注17) 「労働部の『企業の不特定労働制と総合労働時間計算労働制の実行に関する審査・認可弁法』の印刷・発布に関する通知」(労部発[1994]503号、1994年12月14日発布、1995年10月1日施行)。

(注18) 「広東省高級人民法院並びに広東省労働争議仲裁委員会の『労働争議調停仲裁法』、『労働契約法』適用の若干の問題に関する指導意見」(粵高法発[2008]13号、2008年6月23日発布)第27条～第29条。

(注19) 「企業の罰金権は法律から遊離できない」(『新華網』2008年4月7日など)。

[http://news.xinhuanet.com/politics/2008-04/07/content\\_7932961.htm](http://news.xinhuanet.com/politics/2008-04/07/content_7932961.htm)

(注20) 『中国における労働争議事例集』(日本貿易振興機構、2008年4月)、「【判例9】罰金を賃金から控除できるかについての参考となる判例」。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/reports/05001565>

(注21) 「罰金が賃金より多い場合はどうする?労働契約法案件解析」(『南方都市網』2008年4月18日など)。

[http://news.southcn.com/dishi/zhongshan/ttxw/content/2008-04/18/content\\_4381000.htm](http://news.southcn.com/dishi/zhongshan/ttxw/content/2008-04/18/content_4381000.htm)

なお、広東省労働社会保障庁の責任者は、昨年11月に行った広州日本商工会との意見交換会で、「罰金規則は政府にのみ権利があり、会社には権利がない。」と罰金を否定している。

<http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/basicinfo/ikenkokan/071122.html>

(注22) 「企業従業員賞罰条例」(国務院、1982年4月10日公布・施行)第12条および第16条。

(注23) 廃止は、「国務委の一部行政法規の廃止に関する決定」(国務院令第516号、2008年1月15日公布・施行)による。

(注24) 「労働法」には「労働者の賃金を控除し、または理由なく支払いを遅らせてはならない」(第50条)という規定があり、「労働契約法」では「雇用単位が労働報酬の支払いを遅らせ、または支払いが全額に満たないときは、労働者は法により当地の人民法院に支払い命令を申請することができ、人民法院は支払い命令を出さなければならない。」(第30条第2項)とされている。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際事業本部 海外アドバイザー事業部

住 所：東京都千代田区大手町1-1-1 三菱東京UFJ銀行 国際業務部気付

E-Mail：[r-ikegami@murc.jp](mailto:r-ikegami@murc.jp)

TEL：03-5252-4019



「華南新拓展 ～ 華南における新しいビジネススキームを考える」

第12回：「保税區活用編 ⑥」

／保税區と一般地域の仕入販売・サービス企業の比較」

三菱東京UFJ銀行  
香港支店 業務開発室  
支店長代理 江上 昌宏

本連載では「華南新拓展」と題して、広東省を中心とした“華南における新しいビジネススキーム”を考えています。今回は、本土での仕入販売・サービス業務の強化に向けた現法に絞って、保税區と一般地域の企業の設立形態やオペレーションについて主なポイントを比較してみたいと思います。

### 1. 仕入販売・サービス業務における保税區と一般地域企業の設立形態の比較

中国本土で仕入販売・サービス業務を手掛ける企業を設立する形態としては、大きく、保税區企業と一般地域企業に分けられます。

まず、保税區企業と一般地域企業を設立する際のポイントの一つに最低登録資本金の多寡があります。最近では、仕入販売（卸売・商社）業務を手掛ける場合には、保税區や一般地域といった地域を問わず、2005年1月の「公司法」の第26条に基づき、有限責任会社の最低登録資本金額3万人民元とするとの見方が一般的になっていました。今般、サービス業務を手掛ける場合も、2008年7月15日に国家工商行政管理局から發布された「サービス業の発展を促進することについての若干の意見」（工商企字【2008】150号）によれば、企業の最低登録資本金を3万人民元に引き下げるとされました（注1）。このため、仕入販売・サービス業務を手掛ける企業を設立する場合の最低登録資本金は、正式に3万人民元にされたと考えて良さそうです。もっとも、一般地域企業を設立する場合には、「外商投資商業領域管理弁法」（以下、8号令）に沿って、少なくとも、登録資本金により、F/S上で当面のキャッシュフローを確保できるような事業計画を作成することが求められるため、少額の登録資本金で実際の当局認可が取得できるわけではない点は周知の通りです。また、保税區企業についても、実際の最低登録資本金は、設立形態に関わらず、ビジネスの内容によって決定されると考えた方が良いでしょう。最近、保税區企業でも、2005年7月に公表された「保税區と保税物流園区貿易管理の関連問題に関する通知」（商資字【2005】76号）に沿って、設立と同時に経営範囲を拡大し、8号令と同様の経営範囲を取得するべく「対外貿易権」と「国内販売権」の取得に加え、分公司展開も行うケースが増えており（詳細後述）、当局へのF/S提出が求められることもあるためです（注2）。

（注1）たとえ、サービス業であっても、輸送・物流業などのように、業務を行うためのライセンスを取得する場合に、別規定に準じて最低登録資本金が定められているケースがありますので、注意が必要です。

（注2）華南の保税區では、保税區企業が経営範囲を拡大する場合、案件によっては、F/S（Feasibility Study）の提出が免除されるケースもあります。

一方、設立スピードについては、設立地域の申請・認可当局の管轄が同じであれば、基本的には大きな差は生じないと考えられますが、保税区から分公司を展開する場合には、その登記手続き等にやや時間を要することになります。保税区の場合、会社（総公司）の登記所在地を保税区内とすることが原則となるため、保税区内を営業拠点とすれば問題ありませんが、ユーザーへの営業の利便性等を考慮したうえで、先述の経営範囲拡大等を行うには、分公司を別の地域に設けることが必要になるケースが考えられ、その際に分公司関連の登記も必要になることがあります。また、このケースでは、保税区内の総公司に加え、営業拠点となる分公司のオフィス賃貸も行うため、賃貸費用が嵩みがちになります。さらに、分公司を営業拠点とし（注3）、増値税発票等を行うためには、通常会計や経理人材の設置が要請されますので、最低限のアドミニストレーション部門の人員コスト分だけ、人件費が嵩む点にも留意が必要です。

（注3）分公司には、経営性・非経営性の2つの形態が存在しています。非経営性については、簡単に言えば駐在員事務所と同様の業務を展開することができると考えられます。ただし、華東地区では、最近非経営性分公司の新規設立を認めないケースが増えており、注意が必要です。一方、華南地区では、現時点においては非経営性分公司の新規設立が認められているという違いがみられます。

## 2. 仕入販売・サービス業務における保税区と一般地域企業のオペレーションの比較

次に、保税区企業と一般地域企業のオペレーション面の違いを比較してみたいと思います。

オペレーション面での大きな違いは、一般地域の企業が保税取引を行うことが難しいのに対し、保税区の場合、国内人民元取引と保税取引の両方を行うことができるという点です。本連載の第7回の「保税区企業を委託加工元とする加工貿易スキーム」、第8回の「保税区企業による転廠取引への介入スキーム」、第9回の「華南地区の保税区での非居住者貨物保管スキーム」で述べた保税区を活用した事業スキームは、何れも保税区の特徴を活かした保税取引を行うことが前提となっています。保税区企業は、第10回で述べた通り、一般地域の8号令企業と同様に人民元販売等も合法的に行うこともできるようになったため、相対的にみて業務スコープが広いと考えることができそうです。もっとも、保税区企業に対して、こうした一般地域での人民元販売等が永続的に認められるかという点については、議論の余地があるものの、華南でも保税区に進出した外資系企業が多数存在することもあって、突然ライセンスが停止される等による日常業務に甚大な影響を及ぼすといった懸念は少ないのではないかと考えています。また、増値税発票については、華南の保税区企業は、保税区外のオフィスの分公司等に増値税発票プリンターを持ち出すことができるため、機動的に発票実務を行うことができ、一般地域の企業との差は殆どみられません。一方、通関オペレーションについては、保税区の場合、保税区企業内に貨物を運び入れて在庫ストックを行う場合などで、一次、二次通関が必要になるケースがあるうえ、外貨管理上の手続面についても、以前より随分緩和されてきたとはいえ、一般地域と比べると決済提出書類が多いケースがみられるため、僅かながら事務面での負担が出てくることもあるでしょう。

最後に、保税区と一般地域の企業の設立を比較検討していく際に、大抵のケースで遭遇するのは、保税区企業と香港拠点とのコンフリクトに関する議論です。保税区は、国内人民元取引に加え、保税取引も両方可行することから、保税取引主体で人件費やオフィスコストの高い香港拠点の必要有無が遡上に上ります。しかしながら、本連載の第10回でも述べました通り、既に香港拠点が存在する場合、香港を通じた転廠を含めた保税取引のサプライチェーンが既に構築されてい

る華南オペレーションについて、敢えて、決済機能を含めて保税区内に全ての機能を集約するといったケースは少ないと言えるでしょう。

こうしてみると、中国本土で仕入販売・サービス業務を手掛けることを想定した場合、保税区内企業は、一般地域の企業と比べ、業務スコープが広いというメリットがある反面、コスト面ではややデメリットがあると考えられそうです。

次回以降は、物流園区活用編として、華南における物流園区の概要とその活用スキームについて考えていきたいと思えます。

以上

文章中の記載事項は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますようお願い申し上げます。その他専門的知識に係る部分については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。

(本稿は香港の週刊紙香港ポスト 2008年8月22日号掲載内容を改訂したレポートです)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email：Masahiro\_Egami@hk.mufg.jp

TEL：852-2823-6991 FAX：852-2823-6744



## 中国経済の現状と見通し

三菱東京UFJ銀行  
経済調査室  
調査役 萩原陽子

本レポートは、三菱東京UFJ銀行経済調査室作成の「アジア経済の見通し」の中国編を転載したものです。「アジア経済の見通し」はNIEs、ASEAN、インドについても記載しております。また、日本、米国、欧州、オーストラリア、原油に関しても見通しを作成しており、下記アドレスよりご参照頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/ecolook2008/index.htm>

### 1. 現状：景気減速の主因は外需悪化

中国の第2四半期の実質GDP成長率は前年比10.1%と前期の10.6%から一段と減速した。主因は外需悪化である。2005年以降の人民元高ならびに輸出抑制策の効果に加え、世界的な景気減速により、輸出は同+22.4%まで低下し、とくに繊維・アパレル産業では経営不振が問題化してきた。一方、輸入は、原油、鉄鉱石等の鉱産資源、光学・映像機器、化学品などを中心に同+32.4%まで伸びが高まった。

これに対し、内需は5月の四川大地震にもかかわらず、中国全体で見れば、堅調を維持している。消費は順調な賃金上昇の下で、インフレ、株安による逆風にもかかわらず、前年比+22.2%と加速し、投資の伸びも同+27.1%と依然として高水準にある。

中国人民銀行（中央銀行）は2007年に利上げ6回、預金準備率引き上げ10回を実施したのに続き、2008年前半にも預金準備率を6回で17.5%にまで引き上げた。加えて、2007年10月の共産党大会以降、年末まで貸出拡大を禁止、2008年も貸出増加額を前年並みに抑制する厳しい窓口規制を実施している。この結果、貸出伸び率は2007年10月の前年比+17.7%をピークに2008年6月には同+14.1%まで低下した。しかし、依然として目立った投資抑制効果は現われていない。

これには非合法金融の影響が大きいとの見方もあり、中央財経大学の李建軍教授は2007年の非合法金融の規模は銀行融資の3分の1に達したとの試算を出している。人民元高期待に基づく海外からの投機資金が資産市場のみならず、非合法金融にも流れ込んだことが事態を深刻化させたとみられている。政府が7月に、貿易・直接投資を装った投機資金の流入抑制に乗り出し、輸出審査、輸出前受け・輸入延払い、直接投資案件の管理規制を大幅に強化した背景にもそうした認識があると推測される。

### 2. 見通し：高成長の維持とインフレ抑制の両睨みへ政策シフト

世界経済の不透明感が広がるなかで、外需悪化が明確になりつつあることから、政府は、先行きの成長に対する警戒感を強めている。また、内需はマクロの経済指標からみれば、依然、好調ながら、長引く引き締め政策下で、中小企業では倒産も増え、事態を軽視できなくなってきた。

このため、7月25日に胡錦濤総書記主宰で開催された共産党政治局会議はマクロ政策目標として「安定的で比較的速い経済発展の維持とインフレ抑制」を掲げ、従来のインフレ抑制最優先から転換した。

こうした政策変更を踏まえ、今後の経済動向をみていく。外需については、対外収支均衡化に向けて悪化は規定路線ともいえる。これまで膨らみ続けた貿易黒字は、国内では過剰流動性を、国外では貿易摩擦を深刻化させ、その是正のため、人民元高や輸出抑制策が講じられ、その成果がようやく顕在化してきた。

ただし、底支え策が導入され、急激な悪化は避けられよう。すでに最も打撃が大きい繊維に対して、輸出時の付加価値税還付率の引き上げが実施された(8月1日、11→13%)。また、人民元の高ドル相場も7月16日をピークに下落に転じ、年初から8月中旬までの上昇率は6%台半ばにとどまっている。もっとも、海外の元高圧力が根強いこともあり、今後も一定の上昇は続き、2008年通年の上昇率は11~12%と予想される。

投資についても、インフレ抑制が2大政策目標に据えられていることからみて、引き締め路線自体に変更はなく、下押し圧力は残る。また、世界的な景気後退も投資意欲の減退につながる。

ただし、景気後退を回避するための政策は拡充される見込みで、すでに、7月下旬から、中小企業向けに限定して、貸出枠の拡大を認可ベースで認める方向に転じた。

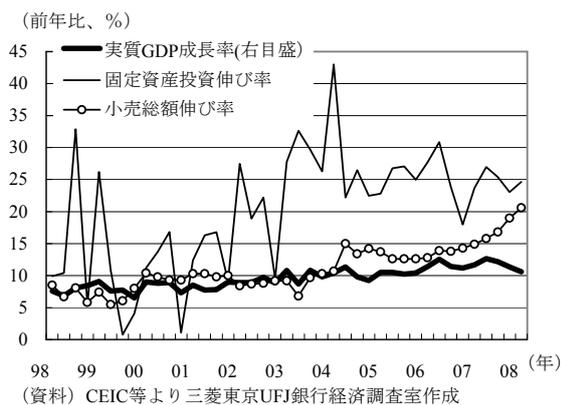
加えて、従来からの奨励分野である農業、省エネ、環境保護、インフラ整備、中西部向けなどについては未だ投資の余地が大きく、四川大地震の復興需要も見込まれる。全人代財政経済委員会によれば、地震による固定資産の損害は4,540億元超(GDP比1.8%)と推計されているが、地震の甚大な被害を踏まえて、以前よりも質の高いインフラ・住宅整備が進められる可能性が高い。実際、国家发展改革委員会は3年前後で総資金1兆元を見込む復興計画を発表している。これらを考え合わせれば、投資については減速するとはいえ、高水準を保つと見込まれる。

消費については北京オリンピックの盛り上がりの後、浮揚効果は剥落するものの、オリンピックが成功を収めれば、国民の自信や中長期的な楽観論を強める効果があり、消費マインドも大きくそがれないと期待される。また、インフレ緩和に加え、順調な所得の伸びが安定拡大要因となる。

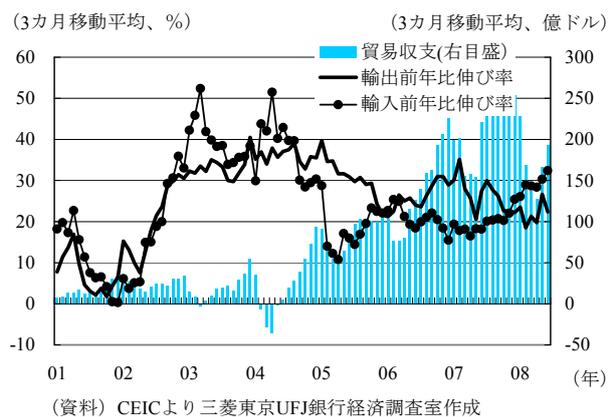
以上を総合すれば、2008年については、輸出・投資の減速により、通年の実質GDP成長率は10.1%まで低下しよう。2009年については、米国を中心に世界経済が緩やかに持ち直していくなかで、中国でも輸出を中心に徐々に景気拡大ペースが速まっていく展開が見込まれるものの、通年の成長率は9.8%と小幅低下を予想する。

2003年から5年に渡り、引き締め路線を掲げつつも、輸出・投資に牽引されて過熱気味に成長加速が続き、2007年に11.9%に達したという流れからみれば、輸出・投資の減速の一方で消費が堅調を維持する姿は胡錦濤政権が望む持続可能な成長路線に他ならない。ただし、想定以上の世界経済の悪化、ないしは通貨高による価格競争力の喪失などで、大幅な成長減速に向かえば、人民元上昇期待に基づき非法で流入してきたホットマネーが一気に流出に転じるリスクを孕んでいる。オリンピック後の中国经济への悲観論は以前から根強く存在しただけに、今後の趨勢を注意深くみていく必要がある。

図表1：中国の成長、投資、消費の推移



図表2：中国の貿易動向



### 3. インフレリスクをどうみるか

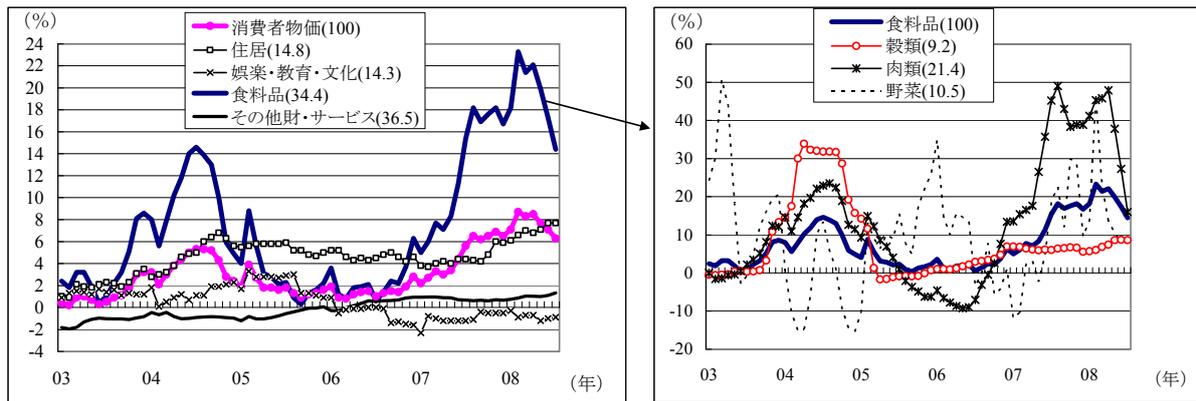
中国では、昨年夏以降、食料品価格の高騰を主因にインフレ傾向が強まり、消費者物価上昇率は2008年2月には前年比8.7%と12年振りの高水準に達した。国際価格を反映した穀物価格の上昇が肉・卵・食用油などの価格を押し上げたなかで、とくに、豚肉については伝染病の流行などの要因も加わり、価格が跳ね上がった。これに対し、政府は昨年来、豚肉の供給拡大のための補助金増など多種多様な対策を取った。その効果が顕在化したとみられ、豚肉価格の上昇率は2007年8月の前年比80.9%をピークに、足元7月には同12.1%まで低下してきた。食料品価格全体でも上昇が緩和され、消費者物価上昇率は7月には6.3%となった。

今後を展望すれば、下方圧力として、食料インフレのさらなる緩和が挙げられる。反面、これに伴い、緊急措置として導入したエネルギー・食品への価格統制が徐々に解除されることによる上方圧力が表面化しよう。ただし、価格統制の解除は、市場原理の尊重や省エネの推進を志向する政府の意思に基づくもので、価格補助を支える財政資金の不足によるものではなかろう。政府債務残高はGDP比15%と小さく、高成長に伴う税収増が続いているだけに、インフレが収まらない場合には価格統制を維持する財政余地は十分あると考えられる。

また、最低賃金の引き上げ、労働者保護色の強い労働契約法の施行、沿海部における労働需給の逼迫などを背景とした労働コストの上昇、中央政府主導の土地コストの引き上げ、世界的な資源価格の高騰など、生産コスト全般の上昇傾向も物価を押し上げる圧力として存在する。ただし、長期に渡る投資ブームに伴う供給過剰体質からすれば、製品価格への転嫁余地は依然限定的で、全面インフレに発展する可能性は低いと考えられる。企業には生産性上昇によるコスト吸収が求められ、これを達成できない企業は淘汰されるという形で調整が進もう。足元で、繊維産業を中心に中小企業の倒産が増えているのも、こうした状況の現われとみられる。

以上を総合すれば、食料品価格高騰が収まることによる下方圧力が上方圧力を上回り、今後も物価上昇率は低下傾向を辿ると予想される。2008年通年では6.4%と前年の4.8%からの上昇は避けられないが、2009年には3.3%と物価安定が目立ってこよう。

図表3：中国の消費者物価上昇率の推移



(注) 左図の ( ) 内は消費者物価に占めるシェア、右図の ( ) 内は食料品価格に占めるシェア  
(資料) CEIC等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図表4：アジア経済見通し総括表

GDP規模 2007/bilUS\$	実質経済成長率(%)			消費者物価上昇率(%)			経常収支(億ドル)			
	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年	2007年	2008年	2009年	
<b>中国</b>	<b>3,241.8</b>	<b>11.9</b>	<b>10.1</b>	<b>9.8</b>	<b>4.8</b>	<b>6.4</b>	<b>3.3</b>	<b>3,718</b>	<b>3,408</b>	<b>3,350</b>
韓国	969.8	5.0	4.3	4.2	2.5	5.1	3.7	60	▲159	▲80
台湾	383.2	5.7	4.4	4.3	1.8	3.6	2.8	329	262	301
香港	206.7	6.4	5.2	4.7	2.0	4.8	4.3	280	269	301
シンガポール	161.3	7.7	4.5	4.7	2.1	6.5	3.3	392	285	380
<b>NIEs</b>	<b>1,721.0</b>	<b>5.6</b>	<b>4.4</b>	<b>4.3</b>	<b>2.2</b>	<b>4.9</b>	<b>3.5</b>	<b>1,061</b>	<b>657</b>	<b>902</b>
インドネシア	432.8	6.3	5.7	5.5	6.4	11.5	7.5	104	95	85
マレーシア	186.7	6.3	4.9	4.7	2.0	5.7	4.2	292	270	280
タイ	245.8	4.8	4.9	4.8	2.3	7.5	5.0	149	38	45
フィリピン	144.1	7.3	4.7	4.5	2.8	9.6	5.2	64	34	35
<b>ASEAN 4</b>	<b>1,009.4</b>	<b>6.1</b>	<b>5.2</b>	<b>5.0</b>	<b>4.1</b>	<b>9.2</b>	<b>6.0</b>	<b>609</b>	<b>437</b>	<b>445</b>
<b>アジア9カ国・地域</b>	<b>5,972.2</b>	<b>9.1</b>	<b>7.6</b>	<b>7.4</b>	<b>3.9</b>	<b>6.4</b>	<b>3.8</b>	<b>5,387</b>	<b>4,503</b>	<b>4,698</b>
インド	1099.4	9.0	7.8	8.2	6.2	7.5	5.6	▲174	▲225	▲239
<b>アジア10カ国・地域</b>	<b>7,071.6</b>	<b>9.1</b>	<b>7.7</b>	<b>7.5</b>	<b>4.3</b>	<b>6.6</b>	<b>4.1</b>	<b>5,213</b>	<b>4,277</b>	<b>4,459</b>
ベトナム	70.0	8.5	6.0	6.0	8.3	24.0	11.5	▲70	▲120	▲100
		→見通し			→見通し			→見通し		

(注) インドは年度(4月~3月)ベース。

以上

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 経済調査室

ホームページ(経済・産業レポートとマーケット情報) : [http://www.bk.mufg.jp/rept\\_mkt/index.html](http://www.bk.mufg.jp/rept_mkt/index.html)



## 拡大が期待される中国の環境・省エネビジネス

三菱東京UFJ銀行  
企業調査部 香港駐在  
調査役 大槻靖崇

中国は、急速な経済成長の代償として、「環境汚染」ならびに「エネルギー不足」という大きな課題に直面している。このため、中国の中央政府も、従来の成長優先型の政策から環境保護・省エネを重視する政策に転じており、この先、同分野に関わる民間企業のビジネスチャンスが拡大していくことが期待されている。そこで本稿では、①中国の環境汚染・エネルギー不足の現状と②中央政府の政策について整理するとともに、③民間企業のビジネスチャンスについて考察した。

### 1. 中国の環境汚染・エネルギー不足の現状

中国は、急速な経済成長の代償として、「環境汚染」ならびに「エネルギー不足」という2つの課題に直面している。

#### (1) 環境汚染

中国では、調和の取れた発展を目指す“科学的発展観”を軸とする胡錦濤・温家宝政権が誕生するまで長らく経済成長を優先した国家運営を行ってきたことから、国民の生活安全を脅かすほどに環境汚染問題が深刻化している。具体的には、①水、②大気、③土壌の汚染のほか、④廃棄物の排出量増加が主な課題となっている。

#### ① 水汚染

まず、中国では、汚水処理率が52%にとどまるなど（先進国は80～90%）汚水処理設備の整備の遅れを主因に水汚染が問題化している。政府は河川の水質を飲用可能な“Ⅰ～Ⅲ”と飲用不可能な“Ⅳ～劣Ⅴ”の6グレードに分類しているが、後者の“Ⅳ～劣Ⅴ”が7大河川（チェックポイント411カ所）の59%、全河川の39%を占めている（図表1）。このため、中国では水道水の水質が飲用基準に達している都市は半数に満たないとされ、毎日3億人が汚染された水を飲用、毎年1億9千万人が下痢等の病気に感染し、3万人の子供が死亡しているとの報告もある。

その一方で、年平均降水量が600ミリにとどまるなど（日本の年平均降水量は1,800ミリ）、そもそもの水資源が不足していることも加わって、中国の国民1人当たりの淡水取水量（生活用ほか産業用も含む）は日本の63%、米国の25%、欧州の80%にとどまる（図表2）。仮に13億人が日本並みに水を使用したとすれば、年間3,250億m<sup>3</sup>もの水が不足している計算。特に、水資源の80%が長江以南に集中しているため、長江以北は水不足問題がより深刻で、地下水への依存度を高めた北京では地下水位が1965年に比べて59mも低下したとされている。

図表1：中国の河川の水質

	水質グレード					
	I	II	III	IV	V	劣V
7大河川	4%	20%	17%	25%	7%	27%
全河川	5%	29%	27%	12%	6%	21%

(資料)OECD「Environmental Performance Review China 2007」より当部作成

図表2：国民1人当たりの淡水取水量

	(単位:立方m/人) 国民1人当たりの 淡水取水量
中国	430
日本	680
米国	1,730
OECD欧州	540

(資料)OECD「Environmental Performance Review China 2007」より当部作成

②大気汚染

大気汚染も課題となっている。中国の GDP 千米ドル当たりの硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量は、それぞれ日本の9.6倍、2.8倍、1.5倍に達している(図表3)。これは、①中国の場合、1次エネルギーの多くが石炭で、とりわけ石炭火力発電所の硫黄酸化物の排出量が多い、②自動車保有台数の増加により窒素酸化物の排出が増加している、③それらの処理能力に欠ける、ことなどが主因。国連は、中国では大気汚染で毎年150万人が気管支炎になっており、2万3千人が呼吸器系疾患、1万3千人が心臓疾患で死亡していると推定している。

図表3：GDP千米ドル当たりの大気汚染物質排出量

	硫黄酸化物(SOx) 2000年代前半 (kg/USD1000)	窒素酸化物(NOx) 2000年代前半 (kg/USD1000)	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) 2004年 (ton/USD1000)
中国	2.9	1.7	0.53
日本	0.3	0.6	0.36
米国	1.4	1.8	0.55
OECD欧州	0.9	1.1	0.35

(資料)OECD「Environmental Performance Review China 2007」より当部作成

③土壌汚染

中国では、現時点では水・大気の汚染が主要な論点となっており、土壌汚染はあまり話題とされていない。しかし、現実には、農地における農薬の蓄積、工場跡地の汚染など、土壌汚染も相応に進んでいると推測され、将来的に環境問題として遡上にのぼる可能性がある。

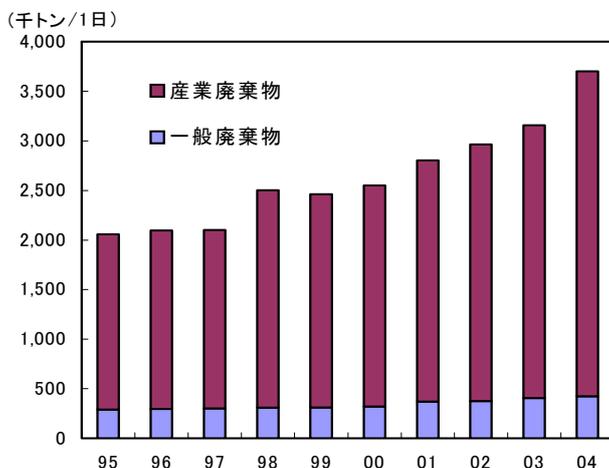
④廃棄物の排出量増加

OECDの推計によると、中国の廃棄物排出量(生活ゴミである一般廃棄物と産業廃棄物の合計)は1995年からの9年間に平均年率+6.7%のペースで増加、2004年には1日当たり370万トンに達した(図表4)。これは日本(2005年度1日当たり130万トン)の約3倍の数字。

廃棄物排出量の増加だけでなく、処理施設(焼却やリサイクル)の不足も問題。OECDによれば、一般廃棄物の44%、産業廃棄物の22%が埋め立て処分されており、さらに一般廃棄物の48%、産業廃棄物の21%が処理できずに保管されている(図表5)。

図表4：中国の廃棄物排出量

図表5：中国の廃棄物の処理状況



		一般廃棄物	産業廃棄物
排出総量(千トン/日)		423	3,279
処理状況	埋め立て	44%	22%
	焼却	3%	0%
	コンポスト化	5%	0%
	リサイクル・再利用	0%	56%
	処理待ちで保管中	48%	21%
	未処理	0%	1%

(資料)OECD「Environmental Performance Review China 2007」より当部作成

(資料)OECD「Environmental Performance Review China 2007」より当部作成

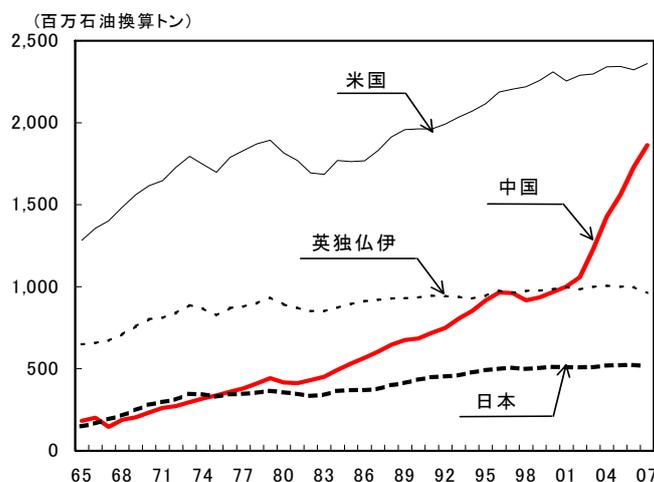
(2) エネルギー不足

同時に、中国の急速な経済発展はエネルギー不足問題にも繋がっている。近年、こうした中国を含む新興国の需要拡大が世界的なエネルギー価格の高騰を招いているのは周知の通りであるが、中国政府もエネルギー不足が自国の中長期的な経済成長の制約になり得ると認識し、“循環経済”構築の必要性を主張している。

2000年代に入り、中国の1次エネルギー消費量<sup>(注)</sup>は飛躍的に増大し(図表6)、過去5年間の平均伸び率は+12.0%に達した。2007年の消費量は石油換算18.6億トンで、米国には及ばないものの、日本の3.6倍、欧州(英独仏伊)の1.9倍となった。

(注)石炭、石油、天然ガス等、自然界に存在するエネルギーのことを1次エネルギーと言う。1次エネルギーを加工・変換して作るガソリンや都市ガス、電力などは2次エネルギーと呼ばれる。

図表6：1次エネルギー消費量



(資料)BP「Statistical Review of World Energy 2007」より当部作成

中国の1次エネルギー消費量の内訳をみると、石炭の構成比が7割と他国に比べて圧倒的に高いのが特徴である(図表7)。次いで石油が2割を占める。かつて中国は主力エネルギーである石炭を自給し、さらに余剰生産分を輸出してきたが、自国のエネルギー消費量が拡大するなか、石炭の輸出量が伸び悩むとともに第2のエネルギーである石油の輸入量が増加したため、1997年にエネルギー純輸入国に転落した。その後、エネルギーの純輸入量(=輸入量-輸出量)は増え続け、2006年には国内消費量の8.2%を純輸入に依存している。

こうしたエネルギー不足は、年率10%を超える経済成長のほか、エネルギーの消費効率が低いことも要因で、中国の単位GDP当たりの1次エネルギー消費量は、日本の10倍、ドイツの8倍、米国の4倍に達している。

図表7：1次エネルギー消費量の品目別内訳(2007年)

(単位：%)

	石炭	石油	天然ガス	水力・原子力	合計
中国	70.4	19.7	3.3	6.6	100.0
日本	24.2	44.2	15.7	15.8	100.0
米国	24.3	39.9	25.2	10.5	100.0
英独仏伊	16.1	38.0	27.5	18.4	100.0

(資料)BP「Statistical Review of World Energy 2007」より当部作成

## 2. 中央政府の政策

### (1) 最近の政策の流れ

こうした状況を踏まえ、中央政府は、従来の成長優先型の政策から転換し、2006～2010年を対象とする第11次5ヵ年計画では、“資源節約型・環境友好型社会の構築”をテーマとして打ち出すとともに、2010年時点までに達成する目標として、①単位GDP当たりエネルギー消費量の20%削減、②二酸化硫黄の排出量と化学的酸素要求量(COD、水質汚染の代表的指標)の10%削減、③単位工業生産当たり水使用量の30%削減、④都市部污水处理率の70%への引き上げ、⑤工業固体廃棄物の総合利用率の60%への引き上げを設定した。

同時に、エネルギー多消費型の鉄鋼、アルミ、合金鉄、コークス、セメント、石炭、電力等の各産業を投資過剰業種に指定、省エネ・環境保護に反する小規模・老朽生産設備の整理・淘汰を推し進める方針を打ち出し、鉄鋼、非鉄金属等では、製品輸出時の税負担を増やして参入企業の輸出インセンティブを低下させることで生産拡大の抑制を図った。

また、消費者向けでも、燃費効率の高い小型車の普及を促すため、地方政府に対して小型車関連規制の撤廃<sup>(注)</sup>や小型車普及促進策の制定を指示し、合わせて小型車保有に有利な消費税率を導入するなどの取り組みを行った。

(注)従来、地方政府は、地元メーカー振興の思惑もあり、利益率の高い大型車の普及を優先し、小型車には都市中心部や高速道路の走行制限、タクシー用車種の排気量下限設定などの規制を課していた。

しかし、こうした中央政府の方針にも関わらず、政策の実務を担う地方政府の間でそれに即した対応が十分に進まなかったことから、第11次5ヵ年計画の初年度である2006年には単年目標を達成できなかった<sup>(注)</sup>。

(注)2006年単年では、単位生産当たりエネルギー消費量：前年比▲4%、汚染物質排出量(化学的酸素要求量)：同▲2%という目標が設定されたが、エネルギー消費量の削減幅は同▲1.3%にとどまり、二酸化硫黄の排出量は同+1.6%、化学的酸素要求量は同+1.0%と、環境面ではむしろ悪化する結果となった。

このため、2007年6月に中央政府は、「省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画」を発表。環境保護・省エネの数値目標を改めて示し、その達成に必要な詳細な個別目標や具体的対応策を示した(図表8)。加えて、政府幹部ならびに国有企業経営者の業績評価において汚染物質排出削減・省エネの目標達成が必須項目となる旨を明示し、他の評価項目が如何に好成績でも、この目標が達成できなければ総合評価を“不可”とする「一票否決制」を導入した。

さらに、2007年10月には「改正省エネルギー法」を公布、省エネに関する法的責任を強化し、総合計画でも提唱された省エネの進捗度に基づく業績評価、エネルギー多消費型生産設備の淘汰などに法的根拠を与えた。また、翌11月には「環境保護に関する第11次5ヵ年計画」を公布し、環境保護に関する数値目標を含んだ詳細を規定するとともに監視体制を強化し、地方政府に半年に1度の環境報告の公表を義務付けた。

図表8：省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画の骨子

<2010年時点の目標>

GDP1万元(2005年価格)当たりエネルギー消費量	2005年比20%削減 1.22石炭換算トン→1.0石炭換算トン
主要汚染物質排出量	2005年比10%削減
二酸化硫黄	2,549万トン→2,295万トン(▲254万トン)
化学的酸素要求量(COD)	1,414万トン→1,273万トン(▲141万トン)
単位工業生産当たり水使用量	2005年比30%削減
都市汚水処理率	70%以上
工業固体廃棄物の総合利用率	60%以上

<具体的対応策>

生産能力の淘汰				省エネ・環境保護能力の拡充	
	2006～2010年 削減目標	(2007年) (削減目標)	2006年の 生産量	2006～2010年(2007年) 削減目標	
	<b>省エネ(石炭換算) 1.18億トン 二酸化硫黄削減 240万トン</b>	(3,150万トン) (40万トン)		<b>省エネ(石炭換算) 2.4億トン(5,000万トン)</b> ・第11次5か年計画における10大プロジェクトを推進 2007年:①エネルギー多消費型産業における省エネプロジェクト推進、②熱、電力を同時に生産する設備の建設・改造認可、③クリーン建築のモデル事業、④北部住宅の省エネ改造、など	
電力	5,000万kw	(1,000万kw)	6.2億kw	<b>1億トン(2,000万トン)</b> ・重点企業1,000社の省エネ <b>6,000億トン</b> ・省エネ・クリーン発電への体制整備	
製鉄	1億トン	(3,000万トン)	4億トン		
製鋼	5,500万トン	(3,500万トン)	4.2億トン		
電解アルミ	65万トン	(10万トン)	935万トン		
鉄合金	400万トン	(120万トン)	n.a.		
カーバイド	200万トン	(50万トン)	n.a.		
コークス	8,000万トン	(1,000万トン)	3億トン		
セメント	2.5億トン	(5,000万トン)	12.4億トン		
平板ガラス	3,000万重量箱	(600万重量箱)	4億重量箱		
	<b>COD削減 138万トン</b>	(62万トン)			
製紙	650万トン	(230万トン)	n.a.	<b>COD削減 300万トン(60万トン)</b> ・都市の汚染処理能力を日量4,500万トン、水の再利用能力を日量680万トン増加 <b>140万トン</b> ・工業用排水処理能力の向上	
アルコール	160万トン	(40万トン)	n.a.		
化学調味料	20万トン	(5万トン)	n.a.		
クエン酸	8万トン	(2万トン)	n.a.		

(注)1石炭換算トン=0.7石油換算トン

(資料)中華人民共和国「省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画」より当行経済調査室作成

(2) 当面の方向性

このように環境保護・省エネへと舵を切った中国であるが、民間企業の環境保護・省エネへの対応は、生産設備の廃棄を通じた生産能力縮小やコストアップ等の成長阻害要因となりかねないだけに、この先どの程度対応が進むかについては不透明感も残る<sup>(注)</sup>。

(注)例えば、2007年7月には、地方政府の激しい抵抗のなか、1度は導入機運が高まったグリーンGDPの導入が見送られた経緯にある。

また、中国の場合、「国民の生活保護の観点からガソリンや電力などのエネルギー価格が国際価格と比較して低めに設定されており、これがかえってユーザーのエネルギー節約意識を弱める結果に繋がっている」との声や、「環境保護基準を遵守するための投資コストよりも課徴金を支払った方が安い」といった声も聞かれており、汚染物質排出削減・省エネを進めるうえでの課題が多いのも事実であろう。

しかし、中央政府が政策の実効性確保に向け、政府幹部・国有企業経営者の業績評価上、汚染物質排出削減・省エネの目標達成を必須項目としたことは、従来から一歩踏み込んだ画期的な取り組みと評価できる。このため、少なくとも「省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画」で具体的な目標値が設定された諸項目に関しては、相応に対応が進む可能性が高い。

### 3. 民間企業にとってのビジネスチャンス

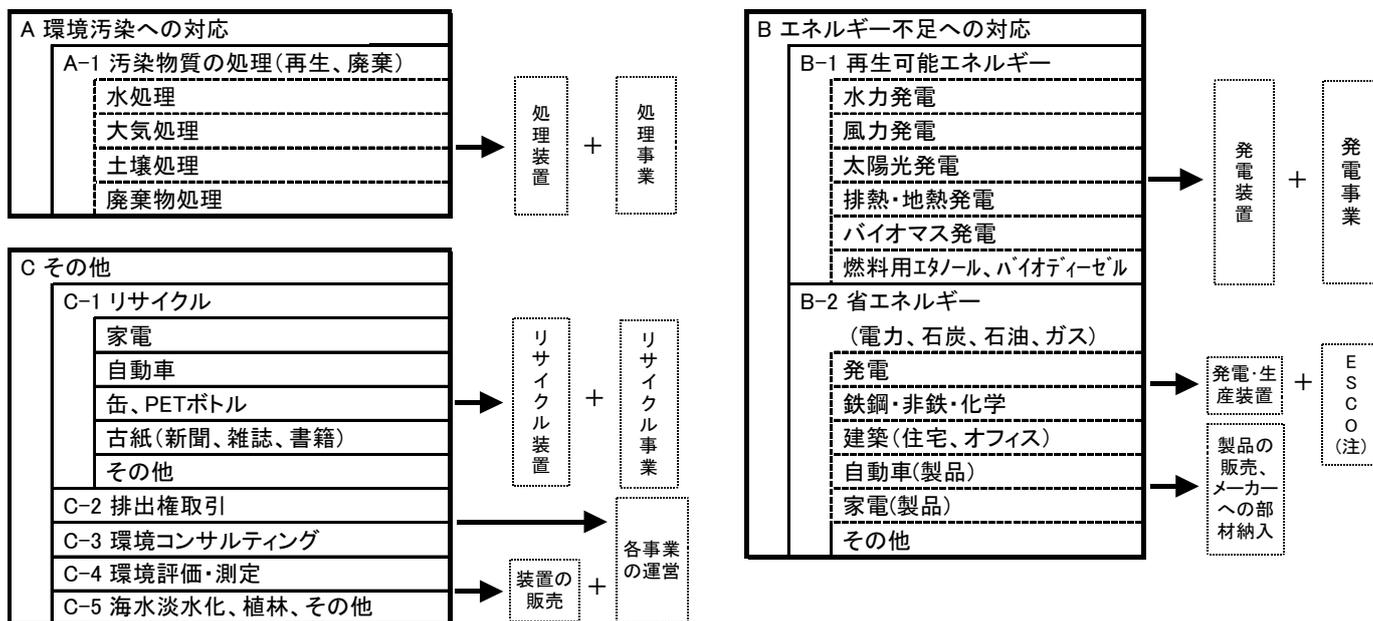
#### (1) 広がる民間企業のビジネスチャンス

こうしたなか、この先、分野によって成長度合には濃淡が出ようが、全体として中国における民間企業のビジネスチャンスが広がっていくことは間違いない。

入り口の整理として環境・省エネビジネスの全体像を俯瞰すれば、図表9のようなイメージとなる。事業分野を目的別に「A. 環境汚染への対応」、「B. エネルギー不足への対応」、「C. その他」に分けると、Aは「汚染物質の処理」、Bは「再生可能エネルギー（1次エネルギーに依存しないエネルギーの産出）」と「省エネルギー（エネルギー消費段階での消費量の抑制）」が柱となる。また、Cには、「リサイクル」や「排出権取引」、「環境コンサルティング」などが含まれる。

さらに、個々のカテゴリーにおける企業の事業形態は、一部例外を除けば、環境保護や省エネに必要な装置を製造販売する事業（例えば風力発電装置を製造販売する事業）と、自ら環境・省エネビジネスを手掛ける事業（例えば風力発電そのものを行う事業）の2つに大別されよう。

図表9：省エネ・環境ビジネスの全体像



(注)ESCOとは、Energy Service Companyの略称で、工場、事務所、店舗、公共建築物等に対して電気やガス等のエネルギーの効率利用に関わる独自のノウハウを提供し、その実施により削減できるエネルギーコスト(電力料金など)のなかから報酬を得るビジネスのこと。

(資料)各種資料にもとづき当部作成

このうち、まずもって市場拡大が期待されるのは、「A-1 汚染物質の処理（特に水処理、大気処理）」と「B-2 省エネルギー」であろう。既述の通り、これらについては中央政府が相当な強制力を以って目標値を定めており、地方政府や企業の対応が着実に進むとみられるためである。

実際、中国の一大生産地域である広東省の事例をみると、企業が工場建設認可を取得する際に汚染物質排出量に関する資料を提出させ、省内の行政単位毎に定められた目標値を超過する場合

には建設を認めない旨の通知を出したり、省エネ推進企業に対する補助金支給制度を導入するなど、汚染物資排出削減・省エネに関わる取り組みを強化している様子が窺われる。

また、全体的な環境・省エネ関連装置の市場規模として、商務部の魏建国次官は「今後5年で中国が注文する環境・省エネ関連設備は3千億米ドル（1米ドル＝105円換算で31兆5千億円）に達する」とコメントしたほか、中央政府が公表した11次5ヵ年計画では、給水・污水处理装置への5年間の投資額を1兆元（1元＝15円換算で15兆円）と見積っている。

なお、こうした投資は、政府自身が行うケースのほかに、BOT方式<sup>(注)</sup>など民間資金を活用するスキームも少なからず散見される。例えば深圳市政府は、2010年までに污水处理場、下水道、汚泥処理センターの増設を進め、現在70.5%の排水処理率を市中心部100%、周辺部80%に引き上げる方針を打ち出しているが、総投資額370億元（1元＝15円換算で5,550億円）のうち、政府自身で138億元（同2,070億円）を捻出、残りの232億元（同3,480億円）はBOT方式による投資を進めていくとしている。

(注)BOT方式（Build, Operate and Transfer方式）とは、民間が政府・自治体の認可のもとに施設を民間資金で建設（Build）、運営（Operate）し、ある一定期間にその利用料金で投資資金を回収した後、施設を政府・自治体に移管（Transfer）する事業方法のことを指す。建設した施設を政府・自治体に移管せずに民間が保有し続けるBOO方式（Build-Own-Operate方式）などもある。

一方、上記以外の「B-1 再生可能エネルギー」や「C-1 リサイクル（一般廃棄物も含む）」などの分野に関しては、期待値としての目標が公表されている項目もあるとはいえ、今のところ汚染物資排出削減・省エネ分野ほどには地方政府・企業に対する強制力を伴っておらず、投資資金の出し手も民間が主体になるとみられる。このため、企業等の対応が進むかどうかは、①例えば風力発電事業などにおいて、プロジェクト自体が採算確保できるかどうか、②例えば廃棄物のリサイクルを行い原材料として再利用するケースなどにおいて、ユーザーが装置導入コストあるいは外部処理委託コストを上回るコスト削減効果を得られるかどうかなど、経済合理性の有無にかかってこよう。

この点、再生可能エネルギーについては、2005年2月に「再生可能エネルギー法」が公布され、運営業者に融資、税制面等での優遇措置が付与されることとなった。このため、発電の種類や立地、送電会社との契約条件等にもよるが、プロジェクト単体で採算確保が可能なケースもあり、今後の市場拡大が見込まれる。中央政府は、全エネルギー消費に占める再生可能エネルギーのウエイトを2020年までに7%から16%に高める目標を打ち出している。

排出権取引もビジネスチャンスとして注目される。中国は、温暖化ガスの排出量が大きい一方で、京都議定書に調印していないことから、温暖化ガス排出量削減に関する国際的な義務を負っていない。このため、中国はCDM制度<sup>(注)</sup>にもとづく排出権の販売量が世界最大（2006年約5,300億円）で、世界中の金融機関や商社などが購入を積極化している。

(注)Clean Development Mechanismの略。京都議定書で温暖化ガス排出量の数値目標が設定されている先進国が、数値目標が設定されていない途上国内で排出削減プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量に基づき発行されたクレジットをプロジェクト参加者間で分け合う制度。

一方、リサイクルに関しては、個別企業が自社の原材料として再利用するケースを除けば、ビジネスとして本格展開する動きはあまりみられず、実際、中国における紙、プラスチック、鉱物資源の回収率はいずれも3割前後にとどまっている模様である（日本の回収率は、紙7割、PETボトル7割、アルミ缶・スチール缶9割）。これは、法制度も含めた廃棄物の収集体制が整備されていないため、リサイクル業者の採算確保も容易でないことが原因と思われる。

## (2) 高まる日系企業への期待

こうしたなかで、日本の環境・省エネ技術に対する中国側の期待は大きく、日中首脳会談等でも環境・省エネ分野が日中連携に関わる中核テーマの1つとなっている。

実際、環境・省エネ関連の日系企業の中国進出をサポートするための国家・財界レベルの動きも始まっている。2006年に経済産業省と財界の対中国窓口である日中経済協会が立ち上げた“日中省エネルギー・環境総合フォーラム”では、2007年9月に北京で行われた第2回会合で多数の日系企業がパネル展示を行うとともに、日中企業・団体による10種類の協働プロジェクトの推進が合意された。一部プロジェクトではその後の進捗もみられており、注目すべき取り組みの1つと言える。

その一方で、日系企業の間では、「今のところ中国は必ずしも技術的に最先端ではない低価格製品を求めるユーザーが多く、採算確保が難しい」、「拡販にはユーザーサポートが必要となるが、中国に拠点を立ち上げるとなると多額の投資が必要。これを補うために中国の地場企業にライセンスを与えるのも技術流出が心配」といった声が聞かれるなど、全体としてみれば、環境・省エネ分野における日系企業の中国展開は緒についたばかりの印象も否定できない。

この先、日系企業が中国における市場拡大の恩恵を十分に享受していくうえでは、上述のような課題をクリアしながら取り組んでいくことが求められそうで、中国における自社製品・サービスの市場動向や地場企業も含めた競合状況、販売ルートなどに関する情報を収集し、的確な戦略を練るとともに、コスト負担軽減やユーザー向け提案力強化に向け、日系企業同士やパートナーとなり得る地場企業との連携を模索するなどの工夫を講じていくことが肝要となる。

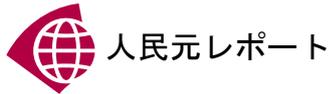
以上

(執筆者の連絡先)

(株)三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 大榎 靖崇

住所：6F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL：852-2249-3030 FAX：852-2521-8541 Email：Yasutaka\_Oenoki@hk.mufg.jp



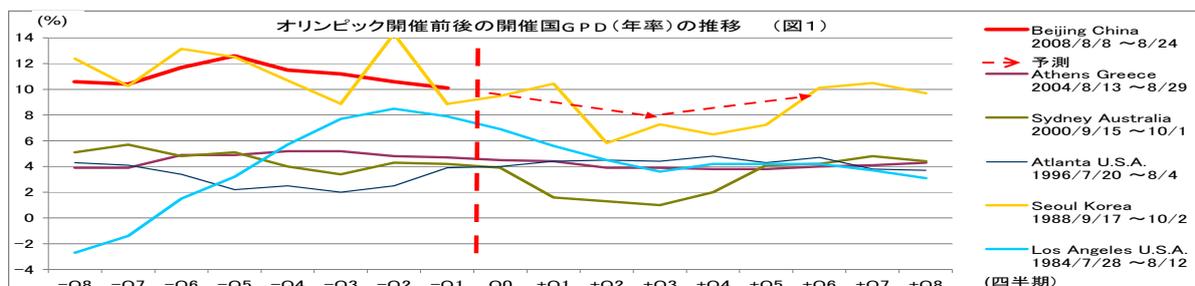
## オリンピック後の中国市場

三菱東京UFJ銀行（中国）  
市場業務部  
為替資金課長 田中 裕公

2008年8月8日午後8時8分、第29回北京オリンピックは華々しくその幕を開けた。中国にとって改革・開放30周年記念という節目の年であり、世界最大のイベントであるオリンピックを開催することで、内外にその躍進振りを披露する絶好の機会であった。開会式では胡錦濤国家主席が挨拶する中、福田首相やブッシュ米大統領、プーチン露首相、サルコジ仏大統領といった世界80カ国の首脳が参列しスポーツの祭典を祝ったが、その裏には政治・経済の動きが多分に絡んでいることは明白であった。オリンピック開催を機に今後の中国が、過去と同様の発展を続け、経済格差や民族問題を抱えながらも、新たな変貌を遂げることができるであろうか。マクロ経済的に考察してみたい。

中国経済について、エコノミストの間では「オリンピックの開催は、実体経済への長期的な影響は軽微で、中国経済がオリンピック不況に陥ることはない」との見方で一致している。では今回の中国のオリンピック効果にはどのようなことが考えられるであろうか。確かに中国の産業構造は、製造業主体の「モノ」から、ITや金融などの「サービス」へシフトしつつある。環境保護意識の向上や金融の自由化にもつながり、レジ袋の有料化や大型車両に対する税率引き上げ、クレジットカード購入で保険商品がサービスされるなど、それ自体はオリンピックとは関係がないが、環境・サービス面での国際化は進んできた。一方でその具体的効果は限定的で、投資効果としてのインフラ整備の面では、北京-天津間高速鉄道や北京市内の地下鉄新路線が開通されたことや環境面で首都鋼鉄など汚染度の高い製造業の移転については北京だけが恩恵を受けた格好である。公共事業投資額は、アジアで開催されたソウル大会の2.38兆ウォン（名目GDP比1.7%）に対し、北京大会は2800億元（同1.1%）と景気への影響割合は軽微。一方、米国経済の減速など世界経済の減速懸念といった問題が中国経済に影響する可能性など不確定要因も多い。

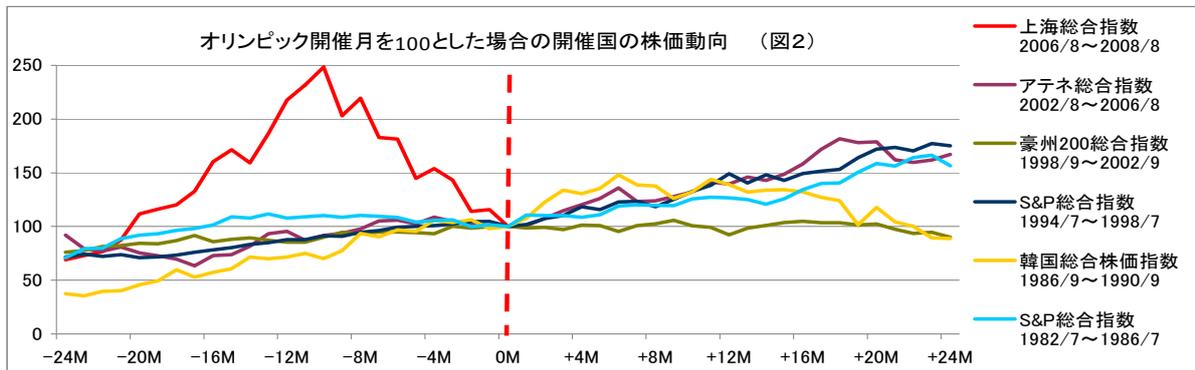
1984年以降データが取得可能な過去オリンピック開催国のGDP（年率）を比較して見た。図1はオリンピック開催期を“Q0”とし前後8四半期の推移をグラフ化したものである。



出所) ブルームバーグデータより作成

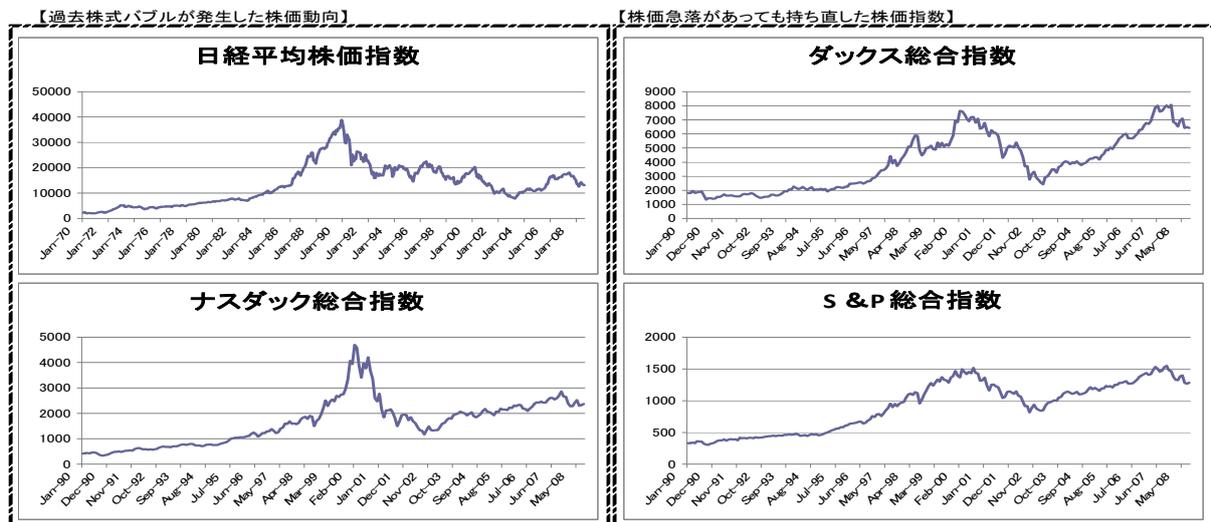
1996年前後の米国GDPの推移(濃青細線、開催地:アトランタ)を除き、推移の大小はあれオリンピック開催のほぼ1年前にピークを迎え、開催後ほぼ1年間は減速を続け、その後反転している。太線赤の中国も開催期5四半期前にピークをつけ軟化中である。直近の減速がそのまま今後3四半期続くと仮定すれば、中国のGDP(年率)は8%近辺まで落ち込む計算になる。ここから予測されることは、オリンピック開催は投資効果のみならず、少なからずその国の経済発展に影響し、国内需要の高まりは、ほぼ開催1年前にピークを迎えその後減速に向かう。但し他国の状況を踏まえれば、その後はオリンピック効果として寄与した国際競争力や国民の団結力から、自立反発的にその効果が1年後に戻ってくる可能性があることである。

株式動向についてオリンピック前後の開催各国株価動向を比較すると、前述のGDPのようなオリンピックとの相関関係は見られない(図2参照)。



出所) ブルームバーグデータより作成

一方で上海総合指数は、過去株式バブルが崩壊したと言われている日本の日経平均株価や、米国ITのナスダック総合指数と非常に近似した形状をしている。



現在の中国株価動向はバブルが弾けた後の株価動向に近似している。



株価下落前の上昇過程で加速度的な上昇が見られない。

では今後株式相場はどのような推移となるのであろうか。7月の工業品出荷価格指数(PPI)は、一次製品高騰の影響で12年ぶりに10%台の高水準に上昇し、消費者物価指数の「先行指標」ともいわれる工業品出荷価格指数の高騰は、インフレ圧力の大きさを現し、オリンピック後の中国经济にとって、インフレの抑制は最重要課題である。GDPの推移から推察されるように、オリンピック開催後1年間はインフレの抑制もあり景気減速感が強まる。株価も下落の余地があり1000ポイント台まで下落する可能性がある。しかしその後は政府の政策変更や景気対策により回復に転じる可能性が相応にあらう。その政策変更についてはヒントとなる報告書が発表されている。

中国人民銀行は、8月15日に中国貨幣政策執行報告(2008年下期)を発表した。7月25日に開催された中央経済工作会議で謳われた、「安定且つ比較的速い経済成長の維持と、インフレ高進の抑制」を受け継ぐ内容となっている。報告書の中ではバランスの取れた経済成長維持に加え、物価高騰の抑制を主要な任務とするとしている。また、世界の経済成長が減速する一方、資源価格の上昇により外需の伸びが減少していることを指摘した上で、経済成長を維持するために特に注力することは、経済発展の方向性を見直し、構造調整と内需の発展を重視することとしている。具体的には、内需拡大のためサービス業の発展と税制改革、社会保障整備の充実を進める。また適当な時期にエネルギー価格の決定方法を改革し、環境保護の基準強化とその発展に向けた方向性を見直すとしている。ここから予想されることは、近い将来、税制の見直しや財政政策など景気刺激策を打ってくる可能性が高いということだ。

中国では、あらゆる分野で国家の「見える手」が存在している。上記報告書にも記載されているように、経済発展の方向性を見直し構造調整と内需拡大が必要であることを謳っている。さもないと中国は世界の工場と言われているが世界に通用するブランド力はなく、また景気減速感が更に強まれば、これまで急速な増加を見せてきた貸出は不良債権化する恐れがある。すでに顕在化している一部国内中小企業の窮状は、雇用拡大を目指す政府にとっては看過できない問題であらう。

華やかな祭典を通し、愛国心と自信を高めた国民意識が、宴の後にくる現実生活とのギャップや、オリンピック優先として抑えられてきた様々な歪みに対する反発意識へと変化しないよう、政府はこれまで以上に「和諧」の具体策を打たなければならない。

今後の3年間を考えれば、来年には広州アジア大会、2010年の上海万博及び同年開業予定の北京-上海高速鉄道等のイベント・プロジェクトが続き、中国にとっての北京オリンピックは単なる近代化プロセスの一通過点にすぎない。しかし一方で先進国並みの経済力を持つには今後数年は高度成長を続ける必要があり、国家の「見える手」は休みなく差し伸べられる必要があらう。

以上

(2008年8月29日)

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部

E-mail:hirokuni\_tanaka@cn.mufg.jp

TEL:+86-(021)-6888-1666(内線)2940

## 税務会計:中国の会計・税務

ブライスウォーターハウスクーパース中国

会計、税務について、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

### ◆会計 (担当:小鯛ゆかり)

#### Question :

今年度、会社の業績が悪化し固定資産について減損の可能性を検討する必要があると監査で指摘されました。会社でどのような準備をする必要がありますか。

#### Answer :

前回、固定資産の減損を検討する際に重要な項目として、将来キャッシュフロー見込みの策定、グルーピングと計算期間、将来の設備投資についてご説明致しました。今回は、固定資産の回収可能価額とワーキングキャピタル、割引率の設定を取り上げます。

##### 1. 固定資産の回収可能価額とワーキングキャピタル

両者は将来キャッシュフロー見込みを作成する際に見落とされがちな項目です。固定資産の回収可能価額は、キャッシュフローの計算期間終了時点での固定資産の価値であり、計算期間後に固定資産が売却可能、あるいは利用可能である場合は、その価値を計算年度の最終年に加算する必要があります。ワーキングキャピタルは運転資金として事業を行う際に必要な資金で、企業が予定している収益を獲得するために必要となる運転資金の増加額は、キャッシュフロー計算上控除する必要があります。特に、在庫を多く抱えるビジネスの場合、事業の拡大を見込むと、比例して在庫負担も増えることが一般的ですので注意が必要です。

##### 2. 割引率の設定

割引率は、将来キャッシュフローを現在価値に割り引く際に使われるレートです。単純には会社が資金を調達する際の必要コストといえ、負債と資本のそれぞれのコストに負債・資本の調達割合で加重平均して求めます。負債コストは借入金の利率等で比較的明確ですが、資本コストは実際に配当等で支払うコストではなく、投資者がその投資により求めているリターンであると定義されますので、算定は若干複雑です。上場会社であれば、証券市場での株価により、求める方法が確立されていますが、中国現地法人の場合は算出が難しいので、実務的には親会社や同業他社の中国現地法人の資本コストを参考としつつ、会社のビジネス、中国の市場利率等を織り込んで決定することとなります。可能であれば、類似業種、類似ビジネススキームの他社データを参照することも有益です。また、減損会計では税引前の割引率を用いますので、その点もご留意願います。

減損に関する文書化は、上記のような内容を検討し、社内で文書を作成した上で、監査人と協議を重ねる必要があります。また場合によっては親会社からの協力も必要となるため、財務責任者の方の負担が大きく、時間も必要となります。今年度、文書を作成する必要がある場合は、早めに準備を進められることをお勧め致します。

◆税務 (担当：後藤 洋一)

**Question :**

上海市多国籍企業地域本部の設立奨励に係る規定について教えてください。

**Answer :**

前号では、上海市外国多国籍企業の地域本部の設立に係る規定草案について検討致しました。2008年7月、当該規定は、上海市政府常務委員会で最終的に審査され、『上海市多国籍企業地域本部の設立奨励に係る規定』（「沪府発〔2008〕28号」、以下「28号」と略す）として正式に公布、及び施行されました。

全体的に、28号は草案内容とほぼ一致しており、既存の地域本部設立に係る規定（沪府発〔2002〕24号、沪経貿弁〔2003〕102号、沪経貿審批〔2003〕823号など、以下は「旧規定」と略す）を基礎に、上海市における多国籍企業地域本部に係る認定条件、審査認可、経営範囲、優遇政策などについて修正を行っています。修正内容について以下、具体的に検討致します。

認定条件

28号に基づき、管理性会社が地域本部と認定されるためには、親会社が中国に対して出資した総額が、米国ドル1000万（以前は米国ドル3000万）を上回り、かつ、親会社に授権、管理される中国国内外の企業が3社以上でなければならない、と規定されています。或いは、親会社に授権、管理される中国国内外の企業が6社以上でなければならない、と規定されています。

今回の規定で、親会社が中国に対して出資した総額に関する要求が米国ドル1000万まで減額され、各多国籍企業の上海における地域本部設立条件が大幅に緩和されました。また、草案段階で話題となった地域本部の設立/変更において、年度売上高が人民元10億元以上、という条件は採用されておらず、この点は地域本部を設立/変更予定のある多数の多国籍企業に有利な内容となっています。

審査許可

上海市外経貿（対外経済貿易委員会）は、申請書など申請書類受理日から10営業日（以前は30営業日）以内に審査を行い、許可に係る決裁をしなければならない、と規定されています。これにより、企業設立申請/認定のスピードは大幅に短縮されるでしょう。

経営範囲

新規定において、上海で設立された地域本部が以下の業務へ従事することが可能になりました。1) 国内販売及び輸入出業務；2) 貨物流通などの物流業務；3) グループ内シェアサービスと海外会社からのサービスアウトソーシングの請負。これにより、上海市に所在する地域本部の機能は大幅に向上します。また外商投資商業企業の業務活動への従事が許可され

たことにより、多国籍企業は上海の地域的優位性と各優遇政策を十分に享受することが可能となります。一方、新規定では、旧規定において地域本部が従事可能な経営範囲にあった「マーケティングサービス」と「情報サービス」という二つの業務が削除されたことにご注意ください。当該変更点については、関連政府部門による説明は行われていません。

### 優遇政策

草案内容同様、新規定において、地域本部への多数の優遇税制及び財政補助金が取り消されました。例えば、研究開発機能を有する地域本部が享受可能なハイテク・新技術企業の優遇税制、外国籍従業員に対する個人所得税優遇税制、地域本部における従業員への重要な技術に係るトレーニングサービスに対する補助金、などです。

一方、28号では、地域本部に対する別の優遇政策が実施されています。例えば、1) 新しく設立登記する投資性会社と管理性会社が、地域本部と認定された場合、関連規定に基づき、新設及びオフィス・リース料に係る補助金の獲得が可能。2) 地域本部の法定代表人など高級管理職員に対し、関連規定に基づき、地方政府から奨励の獲得が可能。補助と奨励に対する具体的な実施方法は関連部門により別途制定。3) 投資性会社が中国国内の投資会社に集中財務管理サービスを提供するため、『企業グループ財務性会社に関する管理弁法』に基づき、財務性会社を設立することが可能。4) 条件を満たす地域本部及びその地域本部の附属研究開発センターに、輸出入貨物通関を容易にさせる。などの優遇政策があります。

現在、上海では投資性会社或いは管理性会社の形で、地域本部設立の申請が可能です。28号の公布により、既に設立された管理地域本部については、外商投資商業企業の業務を拡大し、既に享受している財政補助金に、より多くの増値税関連の補助を求めること、などが考えられます。親会社が地域本部の設立条件を満たし、現在商業企業のみ設立している会社については、経営範囲を地域本部に昇格させ、関連した優遇政策を享受することが考えられます。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

プライスウォーターハウスクーパース中国  
中国日系業務担当パートナー 齊藤剛  
中国上海市湖浜路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel : 86+21-23238888

Fax : 86+21-23238800

人事: 変革期の中国における人事現場の課題と現状 — 福利厚生制度と手当 ④—

Pasona Group

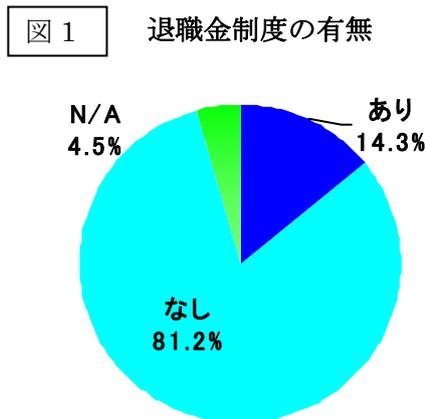
本号では福利制度に関するレポートの最終回として、人件費管理やリテンション施策として取り扱いが多様化する「その他福利」と、従業員にとって魅力的な福利であると同時に事業発展と現地化促進の鍵として導入が本格化する「研修制度」についてレポートします。

1. 従業員向けその他福利

1) 退職金制度

従業員の短期離職を抑制する施策として、退職金制度の活用がしばしば話題に上るものの、昨年末の調査結果でも実際に導入している企業は14.3%と低い割合に留まりました。導入企業中、退職金支給の最低勤務年数は「1年」が32%と最も多く、次いで「5年目」が26%を占めています。後者は勤続促進目的と推測されます。

一方、本年施行の労働契約法により、今後は服務期間満了による契約終了時にも勤続年数に応じた経済補償金の支払い義務が生じることになりました。企業の自主的な制度が成熟しないうちに、事実上、法によって退職金制度が導入されたとも言える状況です。

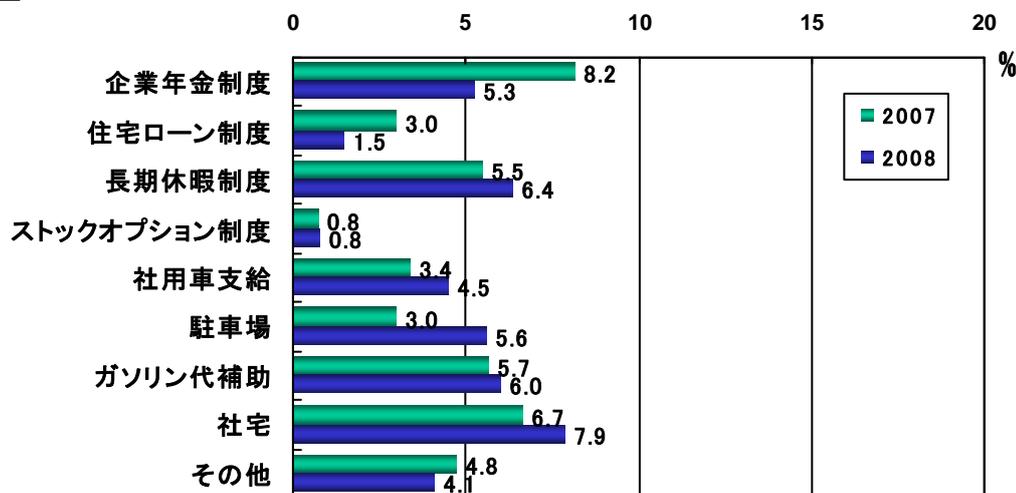


出所：パソナ福利厚生分析レポート2008版

2) その他ベネフィット

処遇の差異化と同様に福利厚生制度も従業員一律の制度ではなく、社員の職種や階層に応じた応用が求められています。以下に挙げられるその他ベネフィットは、従業員全体に対する導入率は低いものの、主に幹部職員への特別福利として年々導入が進んでいます。

図2 従業員向けその他ベネフィット



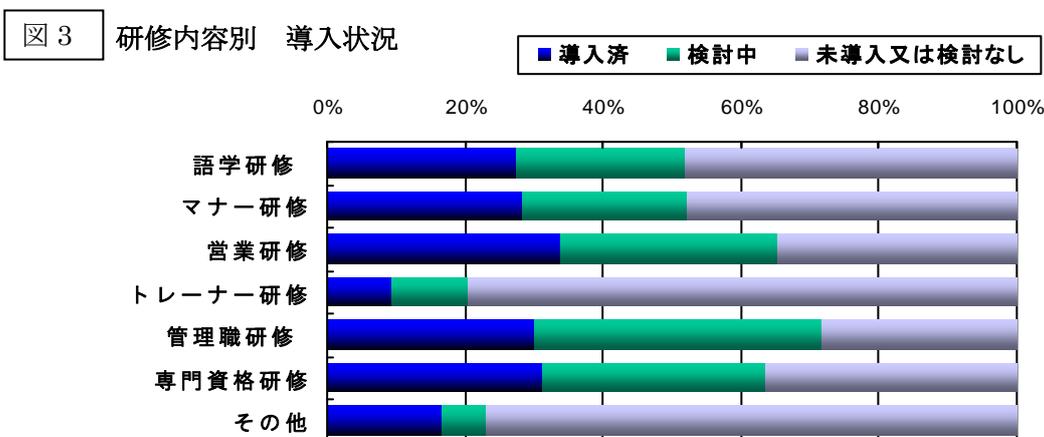
出所：パソナ福利厚生分析レポート2008版

## 2. 研修制度

近年の中国内販事業の本格化による組織拡大や、研究開発を含む製造業の高度移転に伴い、より多くの即戦力人材が必要とされています。経験者の外部調達にも限界があるため、中途採用と平行した若手人材の社内育成が重視され、日系企業ではこの数年の間に急速に研修制度の整備が進みました。従業員にとっても自己能力を高めることのできる充実した研修制度は、常に企業選別の上位条件に含まれており、研修制度の更なる活用は社員育成のみならず有能な人材の獲得やリテンションにもその効果が期待されるところです。

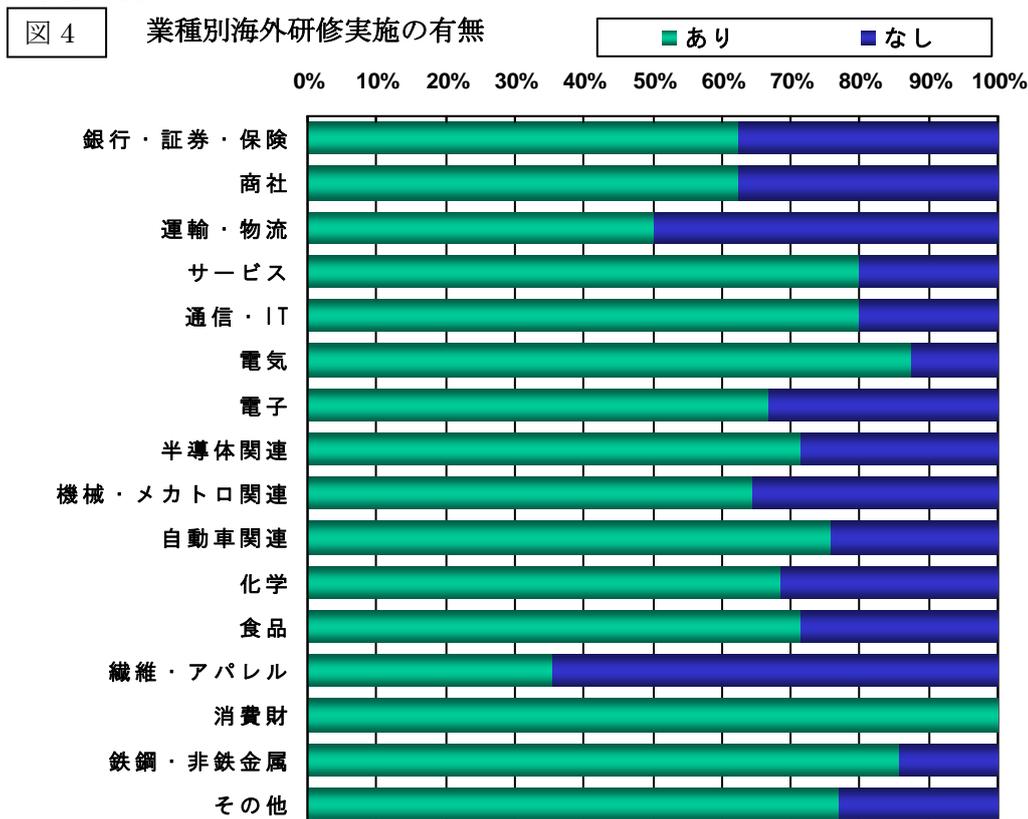
### 1) 研修実施状況

本年の調査では全体の77.4%の企業が従業員研修を実施していると回答しています。研修内容は図3をご参照下さい。「管理者研修」は導入検討中を含めると71.8%と最もポイントが高く、本格的な現地化段階に向かって今後の導入が加速すると予想されます。また、社内トレーナー育成研修は、研修制度の裾野の広がりに伴い新たに注目されている研修です。

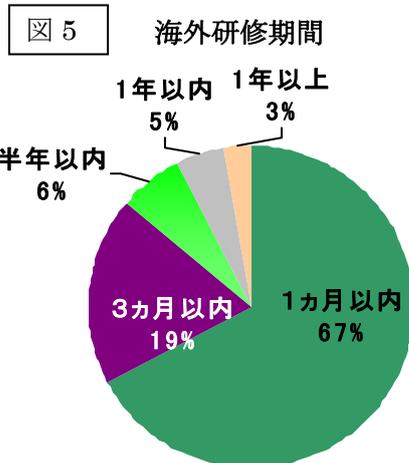


### 2) 海外研修制度

出所：パソナ福利厚生分析レポート2008版



海外研修の実施企業は66.2%に上り、2.-1)で何らかの研修を実施していると回答した企業のうち約9割近くが海外研修も導入している結果となりました。業界により若干の格差は存在するものの、日本本社を中心とする海外研修制度は技術や実務習得に加え、自社理念や日系企業文化を体得させるための有効な手段として一般化の段階にあると考えられます。



出所：パソナ福利厚生分析レポート2008版

研修期間としては1ヵ月以内の短期研修が67%と約3分の2を占め、現在の海外研修は短期主流型といえます。長期研修には、日本で採用した中国人留学生を本社で半年～数年育成し、将来中国法人へ派遣または転勤する中期育成型プログラムや、幹部職員を年単位で本社へ送り出すケースも見受けられます。このような日本への長期研修制度の実現には受け入れ先である日本本社や各事業会社との連携が不可欠であり、本社人事として海外からの従業員を受け入れる国内体制整備が、今後のグローバル人材育成の鍵を握っているとも言えるでしょう。

### 3) 研修契約書

海外研修は企業にとって多額の先行投資となります。日系企業では研修終了後の退職を回避し一定期間の勤続を約束させるための研修契約書締結が徐々に浸透し、今回の調査では海外研修実施企業の53.8%が研修契約書を結んでいると回答しました。

労働契約法第22条では、専門研修を受けた社員に対する在籍期間の約定を認め、約定違反に対する違約金が定められました。違約金は企業が従業員に提供した研修費用を上限とし、実際の違約金金額は在籍期間の未履行期間のみが対象となるなど、大筋の方針が示されています。但し、拘束可能な在籍期間の上限や研修費用とみなされる項目の詳細等は明記されておらず、公布された実施細則草案にも曖昧な点が多いため、今後の司法解釈が待たれるところです。

研修制度の中でも特に海外研修は従業員にとって非常に魅力的な制度として歓迎され、人材獲得やリテンション施策という意味でも大きな効果が期待できます。新人育成研修をはじめとして、昇格、昇進タイミングでの節目研修、幹部対象者への本社研修や業績優秀者への報償的な研修など、日本本社との更なる連携によって今後も幅広い活用が見込まれます。

### 3. まとめ

中国経済の成長方式が転換期を迎え、資本や安価な労働力の投入拡大による成長から、高度な技術や労働力の質的向上を通じた経済成長へと政策転換が図られる中、人材市場においても高度な技術や専門知識、経験を備えた付加価値人材の市場価値が高まり、獲得競争に拍車がかかる傾向にあります。さらに、昨年より労働者階級の生活向上を意図した最低賃金の上昇が続き、ホワイトカラーの給与上昇とあいまって事業全体のコストバランスは急速に変化しています。今後の中国事業の舵取りでは、事業特性に応じた現地化による経費コントロールと同時に、限りある人

件費を効果的に配分することで強く活力のある組織を作っていくことが最重要ファクターとも言えるでしょう。それは単に実績や評価に応じた給与、賞与等の弾力的な配分に留まらず、職種や階層に準じて必要な格差を生み出し、時には是正するための各種福利厚生制度の活用、あるいは企業力、社員力を高めるための教育制度への投資など、広義での人件費配分と運用を意味しています。これからの中国事業経営では「人」にかかわるコストを、待遇、福利、教育といった周辺システム全体で捉え、人材の市場バランスや自社事業の方向性に照らしながら活用していくことが求められています。

**【パソナ福利厚生調査 2008】**

調査実施日： 2007年11月～12月

調査対象： 中国進出 日系企業

調査方法： WEB アンケート調査

有効回答： 全土 266 社 (華東：168 華南：89 華北：9)

回答企業属性：

進出形態 独資 69.2% 合弁 11.7% 駐在員事務所 17.3% その他 1.8%

従業員数 20人未満 47.4% 21～50人 16.5% 51～100人 10.5% 101～200人 12.8%  
201人以上 10.5% NA2.3%

(執筆者からのメッセージ)

中国： パソナ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021 TEL：86-21-5382-8210 FAX：86-21-5382-8219

E-mail：[pasona@pasona.com.cn](mailto:pasona@pasona.com.cn)

パソナ広州

広州市天河北路 233 号中信広場写字楼 1416 号室 〒510613 TEL：86-20-3891-1701 FAX：86-20-3891-1702

E-mail：[jsqz@pasona.com.cn](mailto:jsqz@pasona.com.cn)

パソナ北京

北京市東城区東長安街 1 号東方広場西 1 弁公楼 603B 室 TEL：86-10-8518-7172 FAX：86-10-8518-7173

E-mail：[beijing@pasona.com.cn](mailto:beijing@pasona.com.cn)

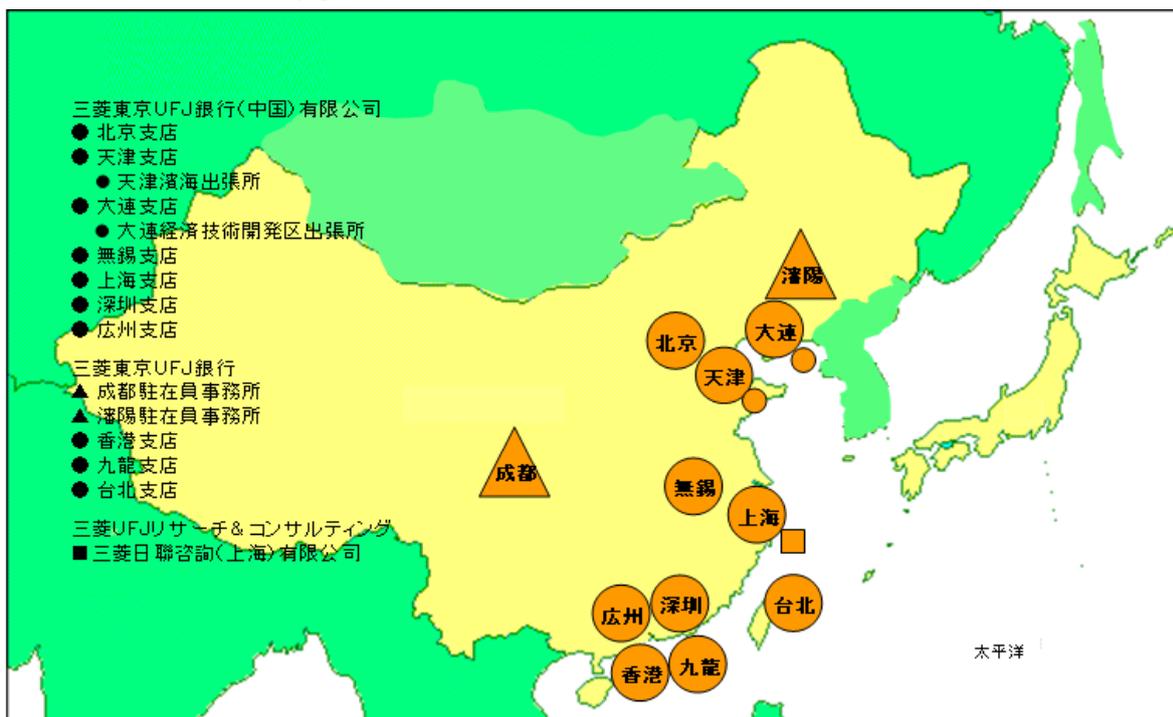
日本： 株式会社 パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル TEL：03-6214-1571 FAX：03-5200-3077

E-mail：[info@pasona-global.com](mailto:info@pasona-global.com)



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝阳区東三環北路5号 北京発展大厦2楼	86-10-6590-8888
天津支店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21楼 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855
大連支店 大連経済技術開発区出張所	大連市西岗区中山路147号 森茂大厦11楼 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大厦18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300
無錫支店	江蘇省無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10楼	86-510-8521-1818
上海支店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階	86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大厦16楼	86-755-8222-3060
広州支店	広東省広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688

三菱東京UFJ銀行

成都駐在員事務所	四川省成都市総府街31号 成都総府皇冠假日酒店(ホリデイグランド)2617号室	86-28-8674-5575
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方園大厦7階705号	86-24-2250-5599
香港支店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台北支店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

三菱日聯諮詢(上海)有限公司	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦23階	86-21-5888-3590
----------------	---------------------------	-----------------

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。